

図書文化財課

議案第100号 指定管理者の指定について  
(港区立郷土歴史館)

1 施設名称等

施設名称	所在地
港区立郷土歴史館	港区白金台四丁目6番2号

2 事業者選定の経過

港区立郷土歴史館指定管理者選考委員会を設置し、優良な候補者を1事業者選考した後、港区指定管理者選定委員会の審議を経て決定しました。

応募事業者は1事業者でした。

(1) 港区立郷土歴史館指定管理者候補者選考委員会委員

	委員氏名	役職
委員長	岩淵 令治	学習院女子大学国際文化交流学部 日本文化学科教授
副委員長	星川 邦昭 (令和5年3月31日まで)	港区教育委員会事務局教育推進部長
	長谷川 浩義 (令和5年4月1日から)	
委員	須賀 忠芳	東洋大学国際観光学部 国際観光学科教授
委員	若林 朋子	立教大学大学院 21世紀社会デザイン 研究科特任准教授
委員	篠崎 玲子	港区教育委員会事務局学校教育部 教育指導担当課長

## (2) 選考委員会の開催状況

回 数	開催年月日	審議内容
第1回	令和5年1月25日（水）	委員の委嘱について 候補者の選考方法について 公募要項について 選考基準について
第2回	令和5年6月12日（月）	応募事業者の財務状況等について 第一次審査（書類審査） 第二次審査の方法について
第3回	令和5年6月26日（月）	第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング） 候補者の決定について

## (3) 港区指定管理者選定委員会

令和5年7月31日（月）に開催された令和5年度第2回港区指定管理者選定委員会において、港区立郷土歴史館指定管理者候補者選考委員会で選考された事業者が指定管理者候補者として選定されました。

## 3 選定された事業者

名 称	アクティオ・東急コミュニケーション共同事業体	
代表団体	名 称	アクティオ株式会社
	代 表 者	代表取締役 淡野 文孝
	所 在 地	東京都目黒区東山一丁目5番4号
構成団体	名 称	株式会社東急コミュニケーション
	代 表 者	代表取締役 木村 昌平
	所 在 地	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

## 4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

## 5 選定の理由

- (1) 類似施設における豊富な実績とこれまで蓄積したノウハウのもと、施設の安全対策や危機管理において対応が必要な事項を十分把握し、そのための体制構築がされており、利用者の安全安心が確保された安定的な施設運営を期待できます。
- (2) 施設の管理運営を行う者として、職員研修の必要性を十分理解しており、接遇向上や安全対策等の研修を充実するとともに、利用者からの意見や苦情を整理し、サ

サービスの向上や安定的な施設運営に向けて人材育成を重視している点が評価できます。

- (3) 郷土歴史館の歴史的建造物としての価値を良く理解し、デジタル版建物ガイド及び建物ガイドツアーといった具体的な活用策が示されるなど、地域に根差した施設として、区民が港区の歴史と文化に愛着をもつための事業展開が期待できます。
- (4) 区立小学校の児童をはじめとした子ども達が、郷土歴史館に数多く足を運んでもらうための学校向けのプログラムの提案など、教育委員会と連携した若年層の来館促進に向けた具体的な取組が評価できます。

## 6 今後の予定

令和6年4月1日 指定管理者による管理運営の開始

港区立郷土歴史館  
指定管理者候補者選考委員会  
報 告 書

令和5年6月26日

港区立郷土歴史館指定管理者候補者選考委員会

## 目 次

### はじめに

I 選考した指定管理者候補者について	2
II 選考経過について	3
III 選考対象者について	5
IV 選考結果について	6
V 最終選考結果について	8

## はじめに

本報告書は、港区立郷土歴史館の指定管理者候補者を選考するにあたり、「港区立郷土歴史館指定管理者候補者選考委員会」における審査の経過及び結果について報告するものです。

港区が定めた「港区指定管理者制度運用指針」では、民間事業者等が持つノウハウやアイディア、専門性などを活用することにより、多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や効率的で効果的な区民サービスの提供が可能となる施設については、積極的に指定管理者制度の導入を進めるとしています。

「港区立郷土歴史館指定管理者候補者選考委員会」は、このような視点を踏まえた上で、郷土歴史館の設置目的を最大限に活かし、効率的・効果的に区民サービスを提供することができる候補者の選考を行いました。

審査にあたっては、常に厳正さと公正さを確保するとともに、委員会として委員の総意の下に結論を導き出すよう努めました。

港区立郷土歴史館指定管理者候補者選考では、1事業者のみの応募であったため、主に応募事業者の適格性を中心に審議しました。

応募事業者の提案も現状の課題を的確に捉え、かつ、将来を見据えた提案であったため、指定管理者を公募した目的が十分達成されたものと大変喜ばしく感じています。

選ばれた事業者には、港区立郷土歴史館条例に定める目的の達成に向け、指定管理者として十二分に力を発揮されることを強く期待します。

令和5年6月26日

港区立郷土歴史館指定管理者候補者選考委員会

委員長 岩淵令治

# I 選考した指定管理者候補者について

## 1 指定管理者候補者

【共同事業者名】アクティオ・東急コミュニケーション共同事業体

代表団体	名称：アクティオ株式会社 代表者：代表取締役 淡野 文孝 所在地：東京都目黒区東山一丁目 5 番 4 号
構成団体	名称：株式会社東急コミュニケーション 代表者：代表取締役 木村 昌平 所在地：東京都世田谷区用賀四丁目 10 番 1 号

## 2 対象施設

施設の名称	所在地
港区立郷土歴史館	東京都港区白金台四丁目 6 番 2 号

## 3 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（5 年）

## 4 選考の理由

- (1) 類似施設における豊富な実績とこれまで蓄積したノウハウのもと、施設の安全対策や危機管理において対応が必要な事項を十分把握し、そのための体制構築がされており、利用者の安全安心が確保された安定的な施設運営を期待できます。
- (2) 施設の管理運営を行う者として、職員研修の必要性を十分理解しており、接遇向上や安全対策等の研修を充実するとともに、利用者からの意見や苦情を整理し、サービスの向上や安定的な施設運営に向けて人材育成を重視している点が評価できます。
- (3) 郷土歴史館の歴史的建造物としての価値を良く理解し、デジタル版建物ガイド及び建物ガイドツアーといった具体的活用策が示されるなど、地域に根差した施設として、区民が港区の歴史と文化に愛着をもつための事業展開が期待できます。
- (4) 区立小学校の児童をはじめとした子ども達が、郷土歴史館に数多く足を運んでもらうための学校向けのプログラムの提案など、教育委員会と連携した若年層の来館促進に向けた具体的取組が評価できます。

## II 選考経過について

### 1 選考の方法

#### (1) 第一次審査

応募法人から提出された申請書類及び計画書類について、財務関係書類、基本的事項の適格審査、計画書類に対する評価をもとに総合的な審査を行い、第一次審査通過者として1事業者を選考しました。

#### (2) 第二次審査

第一次審査通過者に対して、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、(第一次審査と第二次審査とを併せた) 総合評価により指定管理者候補者を選考しました。

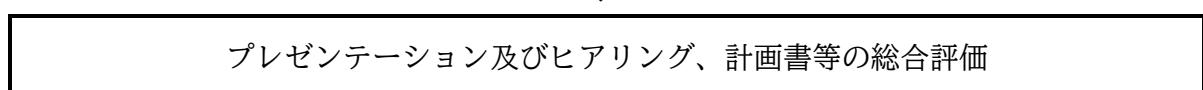
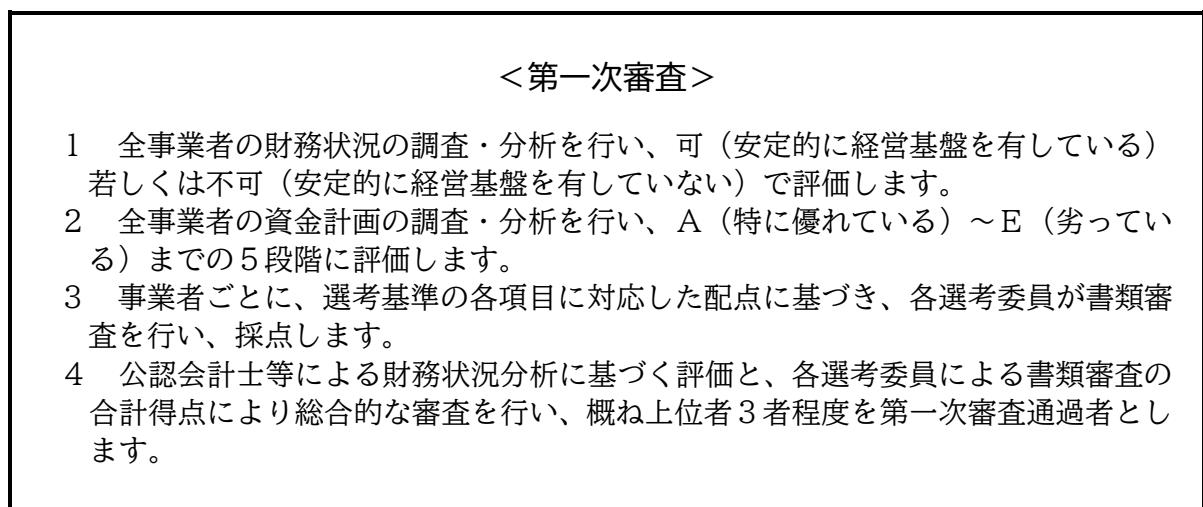
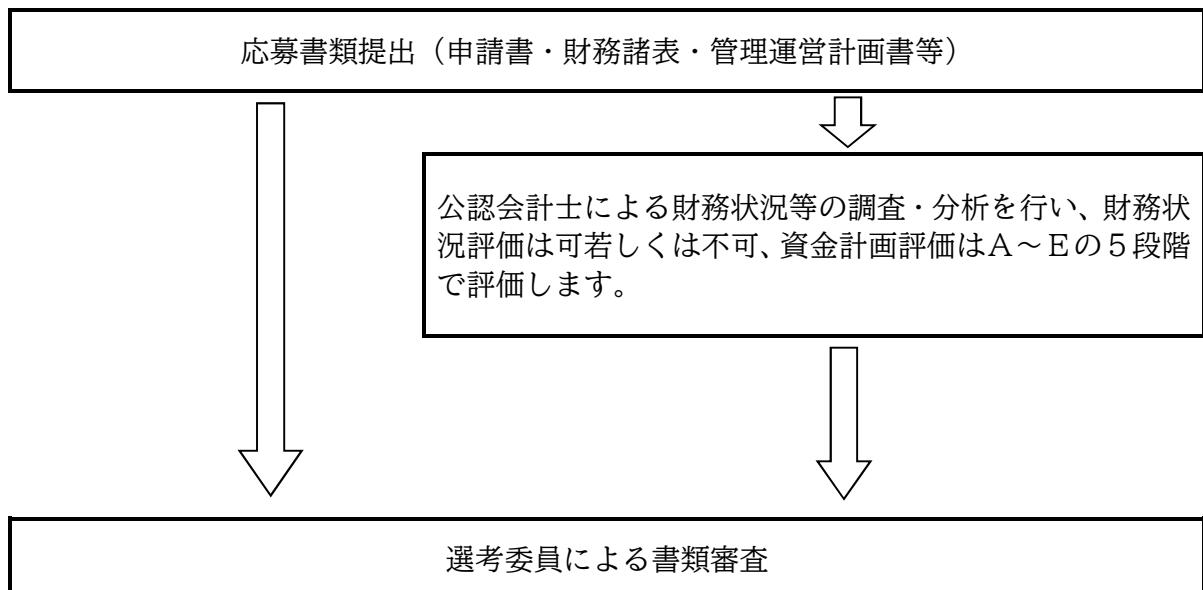
### 2 選考委員会の構成

委員長	岩淵令治	学習院女子大学国際文化交流学部 日本文化学科教授
副委員長	星川邦昭 (令和5年3月31日まで)	港区教育委員会事務局教育推進部長
	長谷川浩義 (令和5年4月1日から)	
委員	須賀忠芳	東洋大学国際観光学部国際観光学科教授
//	若林朋子	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科特任准教授
//	篠崎玲子	港区教育委員会事務局学校教育部教育指導担当課長

### 3 公認会計士

井上大輔	株式会社港公会計
------	----------

## 4 選考の進め方



## 5 選考委員会等の開催状況及び経過

### (1) 第1回選考委員会

日 時 令和5年1月25日（水曜日） 午前9時～午前10時  
場 所 港区立郷土歴史館 6階会議室  
議 題 委員の委嘱について  
委員長選出  
公募要項について  
第1次及び第2次審査基準について

### (2) 公募手続き

ア 公募要項説明会	令和5年3月3日（金曜日）
イ 現地見学会	3月3日（金曜日）
ウ 申請受付（第一次提出）	2月20日（月曜日）～5月8日（月曜日）
エ 質問書受付	3月10日（金曜日）～3月22日（水曜日）
オ 質問への回答	3月27日（月曜日）
カ 計画書類等受付（第二次提出）	2月20日（月曜日）～5月26日（金曜日）

### (3) 第2回選考委員会(第一次審査)

日 時 令和5年6月12日（月曜日） 午後6時～午後8時  
場 所 港区白金台区民協働スペース 会議室1  
議 題 応募事業者の財務状況等分析結果について  
第一次審査（書類審査）について  
第二次審査基準について

### (4) 第3回選考委員会（第二次審査）

日 時 令和5年6月26日（月曜日） 午後7時～午後9時  
場 所 港区白金台区民協働スペース 会議室2  
議 題 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）  
第二次審査採点及び事業候補者の選定について

## III 選考対象者について

No	事業者の名称	所在地
1	アクティオ・東急コミュニティー共同事業体	東京都目黒区東山一丁目5番4号

## IV 選考結果について

### 1 第一次審査

#### (1) 財務状況分析等について

公認会計士による財務状況調査分析等報告書に基づき説明がありました。

##### ア 財務状況評価

各法人より提出された財務諸表（決算報告）を基に、財務規模、収益性、安全性について、数値及び比率分析等により、安定的に継続して指定管理業務を行うことができるか否か、可若しくは不可の絶対評価を行いました。

##### イ 資金計画評価

各法人より提出された資金計画書を基に、資金・収支計画の正確性、安全性、収支見込の妥当性、運転資金調達の確実性、事業計画との整合性、経費見積もりの妥当性などについて数値及び比率分析により、A～Eの5段階総合評価を行いました。

#### (2) 選考基準表に基づく採点

選考委員ごとの評価した点数を合計し、全委員の採点した点数の合計による選考を実施しました。

順位	事業者の名称	財務状況 評価	資金計画 評価	合計点数 (1000点満点)
1	アクティオ・東急コミュニティ 一共同事業体	—	B	689点
	アクティオ株式会社(A-1)	可		
	株式会社東急コミュニティー (A-2)	可		

##### ※ 財務状況評価基準

可（安定的に経営基盤を有している）、不可（安定的に経営基盤を有していない）

##### ※ 資金計画評価基準

A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣っている、E：劣っている

#### (3) 選考経過

各委員が各候補者の提案内容の評価について意見交換を行いました。

事業者の名称	委員の意見
アクティオ・東急コミュニティ 一共同事業体	・ 他自治体における類似施設の管理実績が豊富であり、職員の接遇能力向上や安全対策に関する研修が充実

	<p>しているなど、安定した事業運営が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的建造物の管理や活用について、目指す方向性と意図が区の方向性と合致しており、デジタル版建物ガイド及び建物ガイドツアーやといった具体的な提案がなされるなど、評価できる</li> <li>ミュージアムショップやグッズ販売について、所蔵資料や港区の魅力、建物をモチーフにしたグッズや、実用性が高く日常的に使えるアイテムなどのオリジナルグッズといった提案がされており、施設利用促進の観点からも評価できる。</li> <li>現状の課題を理解した上で、町会や商店街と連携しイベントを開催するなどといった地域連携や若年層の利用に向けた情報発信などの具体的提案がなされており、評価できる。</li> </ul>
--	---

以上の点を総合的に勘案して、1事業者を第一次審査通過者としました。

## 2 第二次審査

### (1) プレゼンテーション及びヒアリング

第一次審査通過1事業者が15分のプレゼンテーションを行った後、管理運営計画書及びプレゼンテーションの内容に基づき30分のヒアリングを行い、選考基準により審査しました。

### (2) 採点結果

選考委員ごとの評価した点数を合計し、全委員の採点した点数の合計と第一次審査の合計点を合算した総合点数をもとに順位付けしました。

順位	事業者の名称	総合点数 (1,500点満点)	第一次審査点数 (1,000点満点)	第二次審査点数 (500点満点)
1	アクティオ・東急 コミュニティー 共同事業体	1,019点	689点	330点

### (3) 選考経過

各委員が第一次審査通過1事業者の管理運営計画書及びプレゼンテーションの内容の評価について意見交換を行いました。

事業者の名称	委員の意見
アクティオ・ 東急コミュニティー 共同事業体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史的建造物である本施設について、地域に根差した施設とする姿勢を明確に示すとともに、本施設の活用等に関する具体的かつ実現可能な提案がなされており評価できる。</li> <li>・ 安全対策や危機管理体制について、博物館の施設管理において必要な事項を網羅し、安全安心が確保された施設運営が期待できる。</li> <li>・ 学校と連携したプログラムの提案など、若年層への施設利用促進に関する具体的提案がなされている点は評価できる。</li> <li>・ 職員研修の必要性を十分理解し、接遇や安全対策等の研修が充実している点は評価できる。今後は、博物館の管理運営や学芸業務支援といったより専門的な研修の実施を期待したい。</li> </ul>

## V 最終選考結果について

### 最終選考結果

総合得点 1,500 点に対して採点結果は 1,019 点であり、提案書の内容、事業者の体制とともに評価できるものでした。

選考委員会の総意として、「アクティオ・東急コミュニティー共同事業体」を港区立郷土歴史館指定管理者候補者として選考します。

会議名	第1回港区立郷土歴史館指定管理者候補者選考委員会
開催日時	令和5年1月25日（水）午前9時から午前10時まで
開催場所	港区立郷土歴史館6階会議室
委員員	出席者 5名 岩淵委員長、星川副委員長、須賀委員、若林委員、篠崎委員
事務局	齊藤図書文化財課長 文化財係 加藤文化財係長、川上主事、伊佐山主事
会議次第	1 開会 2 委員委嘱、委員紹介、委員長選出 3 審議事項 （1）公募要項（案）について （2）第1次及び第2次審査基準（案）について 4 閉会
配付資料	資料1 港区立郷土歴史館指定管理者候補者選考委員会設置要綱 資料2 委員名簿 資料3 公募要項 一式（案） 資料4 公募要項【様式集】（案） 資料5 業務基準書 一式 資料6 第一次審査選考基準・採点表（案） 資料7 第二次審査選考基準・採点表（案） 添付資料1 施設パンフレット 添付資料2 施設条例、要綱、その他
会議の結果及び主要な発言	
委員長	1 開会 （事務局が席上配布資料の説明）  2 委員委嘱、委員紹介、委員長選出  3 審議事項 （1）公募要項（案）について （2）第1次及び第2次審査基準（案）について （資料3から7を用いて事務局が説明）  今回の選考において特に確認したい事項としては、責任者のリーダーシップ、研修や管理職層の充実、郷土歴史館の設置目的の認識、若い世代の利用者数を増やす取組といった点ということでしょうか。

事務局	職員研修といった本社のバックアップ体制については評価として様式16を加算項目として配点を2倍にしています。施設の管理運営においては、責任者のリーダーシップのみならず、現場でない本社担当職員の協力・補佐等が不可欠であることから、これらの事項について加算する配点としました。
C委員	次へ向けての改善点ということであれば、そこを含めた基準が示されていると思います。また、現状で若年層の来館者が多くないことについて、この2、3年の状況も含めて現状を教えてください。
事務局	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、コロナ禍においては、年間の来館者は7万～8万人まで落ち込みました。行動制限が緩和されたことに伴い、利用者増に向けて指定管理者とともに努力しており、今年度に開催した特別展等では、今までの動員規模を上回る来館を得ることができ、今年度の来館者数見込みは、10万～11万人程度と推測しています。コロナ禍から回復傾向であり、今後、開館当初の来館者数である13万人程度に近づけられるよう取り組んでいます。
C委員	郷土歴史館の設置時には、学校や地元との関りを重視していたかと思います。開館以降、指定管理も努力していたと思いますが、現状を教えてください。
事務局	地元の商店会が子供にお菓子を配るイベント実施にあたり、場所を提供するとともに、そのイベントの参加者に歴史館の事業のチラシを配布し、相互に連携をしました。さらに、夏に利用者が制作した行燈を池の周囲や館内に並べ、ライトアップし幻想的な空間を創り出す、行燈ナイトを開催し、地元の方をはじめ、本施設に関心をもってもらい来館につなげる取組を実施しています。また、本施設は撮影のロケ地として使われることが多く、開館前の早朝や夜間、休館日を利用して映画やドラマ、雑誌の撮影があり、こうした発信により認知度がアップするようで、若年層の来館につながりました。
E委員	学校との連携について言えば、みなと科学館も指定管理者制度を導入して管理運営をしていますが、若年層を呼ぶという地域との取組が盛り上がっています。子どもたちに来てもらえるようなプログラムを指定管理者が提案しており、学校で1回来館して好評価であれば、子どもの家族を連れた再度の来館につながります。本施設についてはそういう事業提案につながると良いと考えます。
委員長	質問の文言は事務局に任せますが、ターゲットを意識した具体的な事業提案を得られる質問の仕方を検討願います。
事務局	承知しました。
E委員	みなと科学館と郷土歴史館が連携したことでの効果がありました。郷土歴史館の展示内容は大人向けであるようにも思いますが、子供の頃から本施設に触れると、より良さが伝わると思います。そのような質問の表現を入れてほしいです。

C委員	高校生から大学生になると博物館からは足が遠のきます。こうした世代の来館促進にどう取り組んでいくのかが大事だと考えます。
委員長	本社と現場をどうつなぐかというのが課題ということであるが、何かご意見があればいただきたいです。
D委員	年度ごとのモニタリングや外部委員による評価等の機会はあるのでしょうか。指定管理者による管理運営に対する区の検証体制を教えてください。運営上の課題があれば、それを公募要項に反映することも考えられると思います。
事務局	区では、指定期間の中間年度に外部評価機関による第三者評価を実施している。本施設についても令和3年度に行っており、この第三者評価において管理者層のリーダーシップや、事務の全体を統括する職員と窓口・アテンドスタッフとのコミュニケーションなど、運営体制やコミュニケーションの向上が求められました。
D委員	第三者評価の結果を共有し、選考に活用した方が良いと考えます。
事務局	第三者報告書と指定管理者の改善報告書は区ホームページで公開しています。各委員にも提供します。
委員長	各委員に提供願います。その他ご意見はありますか。
D委員	管理者層の研修体制や研修内容の項目ですが、管理責任者の経験値を確認するのも1つの手と考えます。これまでの実績を聞き、略歴を記載してもらいます。文化芸術業界で管理者層に対する文化政策を踏まえたリーダーシップ研修などはほとんどないのが現状なので、実現性など難しいものがあります。それよりは、管理責任者の実績を確認した方が確実です。様式16（ウ）に本社機能の体制を加えていますが、もう少し具体的に記載すると、区が求めていることがより理解されると思います。部署の組織図を書かれてしまうと、趣旨と違うと思いますので。
事務局	本施設の管理運営業務への本社の支援の度合いや、本社のバックアップ要員の能力にも課題があることから、管理責任者の要件等を新たに設け、施設長などの経験があるものを配置するよう加えました。施設長の職務実績も入れていただくこととしています。
D委員	施設長としての実績だけで期待する人物が上がってくるのか、少々不安なところがあります。職歴などを聞くことで、単なる施設長経験者なのか、あるいは臨機応変に文化的な拠点を運営していく力があるのかを確認したいです。設問の仕方で、事業者の記載内容が大きく変わってくると思います。
A委員	ハートマネジメントを学んだかどうか等を知ることは難しいので、大学等で学んだ前歴もあった方がいいのはないでしょうか。

D委員	NPOが応募してくるとしたら、実践の現場でどういうプロジェクトに関わってきたかということも、大きな要素になると思います。
A委員	過去の実績は施設名だけではなく、文化事業を推進した実績があれば、当該事項を書いてもらうということでしょうか。
D委員	そのとおりです。
A委員	応募に際しての様式は重要です。当該施設にどういう課題があるのかが、気になります。例えばこういうケースの場合に御社ではどう対応するかなど、例示があった方が具体的な回答を得られると思います。
委員長	課題の例示を1つ入れておき、具体的な対応の提案を求めることとします。少々難しい整理となりそうですが、可能な範囲で加えることを考えていただきたいです。委員から要望ということで申し添えます。
事務局	検討します。
C委員	これまでの指定期間であったこの5年間にあった要望を共有し、こうした現場の声を選考に反映できたら良いと考えます。
事務局	展示内容については教育委員会で検討し指定管理者に示します。指定管理者には展示の宣伝やイベント等を開催していただくことになります。文化施設を知らない指定管理者の担当者であると、展示内容等と整合性のない企画になり得ます。博物館としての展示や運営の考え方を選考では確認したいと考えます。
C委員	教育委員会の趣旨を理解し、それに沿った管理運営がなされるのか、すり合わせが難しい部分ですが、確認が必要な点ではあります。
委員長	本日の意見に基づいて事務局で調整しますが、公募要項、第一次・第二次審査表について案のとおりでよろしいでしょうか。
	(一同了承)
委員長	最終的な文言の調整については、委員長と副委員長一任で進めさせていただきたいと思います。選考の目安、最低基準となる得点率についてご意見はありますか。
E委員	第一次審査、第二次審査ともにそれぞれ満点の60%ということいかがでしょうか。
委員長	選考の目安は、第一次審査、第二次審査それぞれにおいて満点の60%とします。

	(一同了承)
	4 閉会
委員長	以上で、第1回港区立郷土歴史館指定管理者候補者選考委員会を終了します。

※委員長における質疑や講評等に関する発言について、「委員」として表記しています。

会議名	第2回港区立郷土歴史館指定管理者候補者選考委員会
開催日時	令和5年6月12日（月） 午後6時から午後8時まで
開催場所	白金台区民協働スペース 会議室1
委員員	出席者 5名 岩淵委員長、長谷川副委員長、須賀委員、若林委員、篠崎委員
その他	井上公認会計士
事務局	齊藤図書文化財課長 文化財係 山本文化財係長、川上主事、伊佐山主事
会議次第	1 開会 2 第1回選考委員会議事録概要について 3 財務状況等分析結果について 4 議題 議題1 第一次審査通過事業者の決定について 議題2 第二次審査基準について（プレゼンテーションについて） 5 今後のスケジュール 6 閉会
配付資料	資料1 第1回港区立郷土歴史館指定管理者候補者選考委員会会議録（案） 資料2 財務状況調査・分析報告書 資料3 資金計画調査・分析報告書 資料4 第一次審査（書類審査）採点集計表 資料5 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）採点表 資料6 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の方法について 参考資料1 港区立郷土歴史館指定管理者候補者選考委員会設置要綱 参考資料2 選考委員名簿
会議の結果及び主要な発言	1 開会 2 第1回選考委員会議事録概要について （資料1を用いて事務局が説明） 3 財務状況等分析結果について （資料2、資料3を用いて公認会計士が報告） 財務状況等分析 A事業者 総合評価「可」 資金計画分析 A事業者 総合評価「B」

委員長	財務状況等分析結果について、質問等ございますか。
B委員	施設管理費経費が令和8年度を除き同額が記載されていること、また、その他経費の全体経費に占める割合や額は妥当でしょうか。
公認会計士	その他経費については、現場を基本とする事業者もあれば、本社で集中管理する事業者もあります。全体経費に占める割合が何%だから必ず問題があるとは一概には言えません。本件については、全体経費の割合から見ると概ね1割前後であり、異常な金額ではないと考えます。
D委員	この事業者が、我々の管理運営を委任する事業領域を積極的に展開しているのか、それとも消極的なのかについて、どのように分析しましたか。
公認会計士	企業全体の決算書等の財務諸表に基づいた分析であるため、事業内容までを確認することは難しく、本件ではそこまでの分析はできません。事業者のスタンスについては、財務状況分析だけでは見ることができない部分であり、選考過程において事業者に確認いただくと、より明確になると思われます。
C委員	成長性の指標について、新型コロナウイルス感染症の影響もあり致し方ないということでしょうか。この分野の業種では、妥当と判断してよいのでしょうか。
公認会計士	成長著しい業績ではありませんが、良好な財務状況があり、企業として十分な体力を有しています。本施設についても安定した事業運営が期待できます。
委員長	評価結果について、説明のとおりでよろしいでしょうか。 (一同了承)
委員長	財務状況分析、資金計画の報告は以上とします。公認会計士はご退席いただきます。 (公認会計士、会場から退席)
	4 議題1 第一次審査通過事業者の決定について (資料4を用いて事務局が説明)
委員長	公認会計士の報告及び事務局からの採点結果報告を踏まえ、ご審議いただきます。各委員の評価について、いくつか共通する課題があれば、まとめた上で第二次審査前に事業者へ伝え、第二次審査でその内容を説明するよう依頼したいと考えていますがいかがでしょうか。 (一同了承)
委員長	では、各委員から第一審査の講評をお願いします。

B委員	A事業者は類似施設の管理実績が豊富であり、職員の接遇能力向上や安全対策に関する研修が充実しているなど、管理運営体制も問題ないと考えます。本施設の歴史的建造物としての管理や活用の考え方方が具体的に記載されており、活用方法についても面白い提案があったことから高く評価しました。町会や商店街と連携しイベントを開催するなど、事業運営についても具体的な提案がなされていました。
D委員	「安全対策・危機管理」「雇用の促進」「中小事業者の活用」「区民の雇用促進」については、もう少し具体的な内容が欲しかったです。実際のマニュアル類を見てみて、どういう危機管理対策を実施しているのかを確認したいです。資金収支計画については年度ごとに詳細に経費が積算されており、良いと思います。
E委員	本施設の歴史的建造物の管理や活用の考え方については、具体的に記されており、大人を対象にした活用方法の考え方もとても良いと評価しました。これだけの歴史ある建造物ですので、教育的なコンテンツがもう少し含まれるとより良い提案になると思います。是非ヒアリングで確認したいです。
C委員	類似施設の管理業績や事業経費等は問題ないと考えます。全体的な印象として無難な提案が多かった印象ではあります。地域連携、若年層の利用増などは、もっと踏み込んだ提案を期待したいです。自主事業については、具体的な内容を少し確認したいと思いました。一方で、歴史的建造物の管理や活用、ミュージアムショップの運営、グッズ販売、区内中小事業者の活用や区民雇用については、提案内容に工夫が見られ評価できます。職員体制、研修体制の内容、学芸業務の支援などが一番肝心な部分であり、学芸員をどう継続的に支援するのか、本社として現場をどうバックアップしていくかは確認したいです。
A委員	全般的な印象として各提案の具体性を求めたいです。職員の確保や体制、歴史館運営の考え方などについて、学芸業務の支援が明確にできるのかという点を、さらに確認したいと感じました。歴史的建造物の管理や活用の考え方は、具体的に内容もあり評価しました。カフェ事業について、歴史館のメニューとしてのアイデアがありました。子供のメニューの提案も欲しかったです。若年層の利用増については、教育の視点からヒアリングにおいて確認したいです。安全対策・危機管理について、マニュアルをみて判断したい。研修やイベント事業の内容等については、提案資料からのみでなく、プレゼンテーションやヒアリングを通じてもう少し理解したいと思いました。
B委員	安全対策や危機管理のマニュアルは、規模が大きい事業者ほど膨大な量になるので、提出してもらう場合は目次だけでもよろしいかと思います。どういう項目についてどれぐらい細分化して作成されているかは、目次だけでも十分わかると思います。
委員長	二次審査で確認したい内容について、整理します。
D委員	これまでの管理運営において、どのような意見や苦情があり、実際にどのように対応を行ってきたのかを確認したいです。

A委員	歴史的建造物の活用について、どのように考えているか、子どもへの対応という観点で見た時に、現状で足りていることや足りていないことがあるか、確認したいです。
D委員	歴史館の特性として必要と考える研修について、具体的に挙げてもらいたいです。
A委員	業務責任者補佐と副業務責任者を予定している方の簡単な略歴や資格・経験、教育普及等に関わった経験などを聞きたいです。
委員長	若年層の利用増に繋がるが、子供との関わり方について補足で説明を求めるか。
E委員	背景を聞きたいです。来年どこの学年を対象にどういう内容の提供を考えているのかなど、具体的なプランをお聞きしたいです。こちらから区立小学校ひと学年の人数、学級数などを示したうえで、事業者としての考え方を確認したいです。
委員長	みなと科学館でも参考事例もあるので、具体的に児童数等を示したうえで、若年層の利用者増に向けた考え方について説明を求めるということでよろしいでしょうか。
	(一同了承)
委員長	各委員からの意見をもとに、追加資料を改めて確認します。1点目、業務責任者補佐と副業務責任者の簡単な履歴と経験について資料を求める。2点目、歴史館に関する専門的な研修について、具体的な案の提示を求める。3点目、若年層の利用増について、より具体的な提案を求める。特に学校連携に関し、こちらから児童数など学校の規模について資料を提供し、提案を求める。最後に、安全対策・危機管理はマニュアルの目次程度の提示を求める。以上の4点でよろしいでしょうか。
	(一同了承)
委員長	では意見交換を踏まえ、採点の修正があれば、事務局に提出いただきたい。
	(再度提出された採点表をもとに事務局が集計を完了)
委員長	A事業者の点数は689点で、満点の6割以上であることから、第二次審査に進むこととしますが、よろしいですか。
	(一同了承)
4 議題2 第二次審査基準について（プレゼンテーションについて） (資料5、6を用いて事務局が説明)	
委員長	追加質問にかかる審議を考慮して、プレゼンテーションの時間を15分とし、ヒアリングを30分としますが、いかがでしょうか。

	(一同了承)
	5 今後のスケジュール (事務局が口頭で説明)
委員長	6 閉会 以上で、第2回港区立郷土歴史館指定管理者候補者選考委員会を閉会します。

※委員長における質疑や講評等に関する発言について、「委員」として表記しています。

会議名	第3回港区立郷土歴史館指定管理者候補者選考委員会
開催日時	令和5年6月26日（月） 午後7時から午後9時まで
開催場所	白金台区民協働スペース 会議室2
委員員	出席者 5名 岩淵委員長、長谷川副委員長、須賀委員、若林委員、篠崎委員
事務局	齊藤図書文化財課長 文化財係 山本文化財係長、川上主事、伊佐山主事
会議次第	1 開会 2 第2回選考委員会議事録概要について 3 第二次審査実施概要について 4 事業候補者によるプレゼンテーション及び質疑回答 （1）A事業者（45分間） 5 第二次審査採点及び事業候補者の選考について 6 その他 7 閉会
配付資料	資料1 第2回選考委員会議事録概要 資料2 第二次審査実施方法について 資料3 第二次審査採点基準表（A事業者） 資料4 追加要求資料一覧 資料5 第一次審査集計結果

#### 会議の結果及び主要な発言

委員長	1 開会 (事務局が、配布資料及び応募状況の説明)  2 第2回選考委員会議事録概要について (資料1を用いて事務局が説明)  3 第二次審査実施概要について (資料2、3、4、5を用いて事務局が説明)  4 事業候補者によるプレゼンテーション及び質疑回答 (申請書類と追加提出資料を用いてA事業者がプレゼンテーション)
B委員	それでは質疑応答を行う。管理運営体制についてご質問いただければと思う。  郷土歴史館という魅力ある施設を継続的に管理運営するスタッフに求められる専

	門的なスキルをどう高めていくのか、具体的な考え方と方策をご説明ください。
A事業者	<p>弊社は多くの公共施設の運営経験がありますので、その経験とノウハウを活用した公共施設運営の研修を実施します。それに加え、本施設が博物館であり、文化財に指定された歴史的建造物を管理運営するという特性を考慮し、博物館学に関連する研修を実施します。例えば、文化庁や日本博物館協会主催の研修等に責任者、学芸担当、事業担当職員が参加し、学芸員を取り巻くトピックス、関連法案、過去の博物館事例等の情報をアップデートしていきます。</p> <p>また、港区の施設としての活動実績について、様々な刊行物を活用した職員研修の機会を設け情報を職員間で共有し、新たに配属される職員については、本施設の建物と歴史をはじめとした、理解を深める研修を行います。本施設は文化財であるという点で、一般的な建物の管理運営とは異なります。建物を理解した上で、展示内容や、郷土歴史館としてこれまでの実績等々を学ぶ機会を設け、人材を育てていきます。</p>
A委員	もう少し具体的にお聞きしたい。例えば、文化庁主催の博物館に関する研修は様々なものがありますが、専門研修としてどのような研修を想定していますか。また、学芸担当職員については、どのようにスキルアップすることを考えていますか。
A事業者	<p>弊社ではいくつかの博物館・美術館の管理運営を担っていますが、いわゆる業務分割方式の施設は少ないのが実情です。単独で運営を完結する方式では、弊社のような代表企業が全体を運営し、館長、学芸員を自前で配置します。一方の業務分割方式では、連携・支援の相手方となる学芸業務に対して、どの程度専門的に踏み込むかが難しい点です。</p> <p>単独で運営を完結する方式では、文化庁等からの通知は弊社に直接届くので、これによる必要な研修等を弊社自身で整理します。業務分割方式では、自治体経由で通知を受けるため、主体的に内容を整理・組み立てることが悩ましいところです。学芸員以外の、広報や総務担当職員に対する研修内容においても、例えば、太田記念美術館がSNSを使ったデジタル戦略により多数の来館を獲得している事例や、また別の施設では訪日外国人向けの発信などを展開する事例など、博物館運営の情報や施設としての特性等の理解が必要と考えます。学芸員以外の職員については、それぞれの職種に応じて、1年目、2年目、3年目と段階を踏んだ人材育成を想定しています。教育委員会の学芸担当職員業務との分担を考慮しながら、人材育成に取り組んでまいります。</p>
A委員	人材育成においては確かに課題がありますが、教育委員会の学芸担当職員と連絡を密にとり、連携していくことが重要と考えます。
A委員	教育委員会とどのように役割分担するかによりますが、業務責任者の事業担当の範囲が展示分野に寄っているとお見受けします。学芸員資格もお持ちのようですが、学芸支援は展示に留まらないと考えており、担当予定者の経験やキャリアなどから計画する、学芸支援の見通しを教えてください。
A事業者	人員配置については、どういう能力を持った者にどの配置が適するかなど、熟考す

	る余地はあると考えますが、仕様に示されている展示造作等について、区の学芸業務をしっかりとサポートするという観点から、展示造作に強い学芸員を配置しました。一方で、学校からの見学受入や若年層の来館者増等については、教育普及の観点を持った職員が必要だと考えています。責任者に求める能力等については、区とも十分に共有した上で、考慮してまいります。
C委員	ある程度の年数経験があってこそそのスキルアップだと思いますが、職員の配置ローテーションはどの程度の期間を想定していますか。
A事業者	3年から5年のジョブローテーションが適切であると考えています。博物館関係の管理運営については、施設の特性もあることから、どの程度の配置期間が適切なのか、引き続き検討したいと思います。
C委員	一般論として、ある程度長く携わるのが良いのは確かとみられ、その間に人材を育てていただきたいです。
D委員	文化政策の観点から言うと、業界全体として専門家の人材育成には多くの課題がある中で、どのように人材を採用していきますか。文化施設の人材を採用するに当たって、どういう募集の仕方をされるか、どんな人材像を示して募集されるのか教えてください。
A事業者	弊社が管理運営している施設は日本全国にあります。会社全体で求人をし、各地に転勤してもらうような勤務形態は採用しておらず、地域で雇用しています。地域ごとに人件費等も異なるため、転勤によるジョブローテーションは想定していません。 また、募集に際しては、歴史的建造物で働くことをまず明確に提示しており、本施設が、公共施設かつ地域に根差した施設として地域貢献をする業務という趣旨も含めて募集をしています。施設の特性を理解した上で応募いただけるよう、業務の内容も詳細に示した上で募集しています。
B委員	地域間でのジョブローテーションはほとんどないということでしょうか。
A事業者	厳密に言えば、管理運営における業務責任者のうち3～4名はジョブローテーションで運用していますし、本施設の予定候補者には他施設で既に業務経験のある者も何名かおりますので、そういった意味ではジョブローテーションと言えます。
A委員	学芸員についてはどうでしょうか。
A事業者	学芸員は歴史考古、写真など様々な専門分野があり、一人の人材がどの施設でも活用できるとは限らないため、ジョブローテーションが難しいのが実情です。美術館・博物館間でのジョブローテーションは難しいですが、教育普及の業務等であれば多くの施設に活躍できると思います。
E委員	教育関係の取組について、全部の区立小学校の3年生を本施設に呼ぶイメージでし

	ようか。
A事業者	小学校3年生のプログラムについては全校を対象にしています。地域の小学校以外の児童にも本施設に来てもらえることを目指したいと考えております。
E委員	来館しない学校がある場合には、そこに何かの理由があると思いますが、どう考えますか。
A事業者	例えば、学校指導要領に記載されていない、担当教員が考える授業内容と齟齬があるといったこともあるかも知れません。教員と交流する機会を設けて、どういう内容を、いつ、どんなタイミングでやるのが適しているのか等の現場の声をヒアリングし、要望を吸い上げていきます。また、様々なプログラムを提案するなど、新しい選択肢も学校側の理解を得られるようになると、施設の活用が進むと考えています。
E委員	学校教員との交流機会のみならず、あらかじめ教育委員会と協議をし、プログラムや指導内容等を調整することは可能でしょうか。プログラムや指導案を示し、学校に周知をするといった事例はありますか。
A事業者	業務分割方式の施設については、学校教育における学習支援は教育委員会学芸員の分担業務となっているため、指定管理者である弊社が直接指導案を作成して学校に提案等をすることは、これまでありません。
E委員	今後、教育委員会が得ている現場の声を御社のプログラムに反映して練り上げるとともに、周知や集約など全般の提案業務を御社で担うことは可能でしょうか。
A事業者	教育委員会学芸員と協議の上、教育普及の一助となるよう取り組みたいと思います。
E委員	小学校3年生のみならず、4年生、6年生等についても、より詳しいプログラム等を提示いただき、他の学年も含めて本施設に来館してもらう努力をしていただけるということでしょうか。
A事業者	まずは区立小学校3年生の全校来館を目指しますが、4年生、6年生に新しいプログラムを提案できるようになると、さらに展開が広がり来館促進につながると考えます。業務分割方式を前提に来館促進の一環としての取組だけを実施するのと、教育普及の部分にまで踏み込んで実施するのでは、業務の性質が異なることから、教育委員会としっかり連携をとり、取り組んでいきたいと思います。
D委員	危機管理の取組について、簡単で構いませんので、問題が発生した際にはそれをどのように公表するか、お聞きします。
A事業者	ホームページで発表します。危機管理への対応においては、問題発生時に責任者まで。速やかに情報が伝達されることが一番の重要な点であることから、このフロー

	が回るようマニュアル整備の上、日々改善して取り組んでいます。
B委員	この施設独自のアレンジはあるか。
A事業者	公共施設の場合は、自治体のマニュアルをベースに作成しています。今後は、文化財や複合施設としてのマニュアルの必要性を感じており、複合施設としての各施設との連携も重要です。各施設のマニュアルを踏まえ、全体を把握できる内容とし、建物の特性を捉えた避難等など、今まで以上に内容の向上を図りたいと考えています。
	(質疑終了)
委員長	以上でプレゼンテーションを終了します。ありがとうございました。
	5 第二次審査採点及び事業候補者の選定について (委員による審査・採点) (事務局から採点の集計結果説明)
委員長	では、委員の採点結果が大きく異なる点等を踏まえ、講評についてご説明をお願いします。
D委員	事業計画の実現性や取組内容について、職員の配置について期待している応答がなかったこと、学校連携の取組について具体的な回答が出てこなかった印象でしたので、低く採点しました。安全対策や危機管理体制について、必要な対応を網羅しており、適切に対応できると考えます。業務分割方式を前向きに捉え、意欲的なスタッフを採用し、事業者としての強みを活かした提案を引き続き期待します。
A委員	専門人材の配置や職員の研修等については検討すべき課題もありますが、目指す方向性としては適切だと考えます。
B委員	職員研修の必要性を理解しており、接遇や安全対策をはじめとした研修メニューがしっかりと提示されています。職員の配置をはじめとした施設の方向性についても、適切であると考えます。人材育成は、さらなる工夫を求め、施設の更なる魅力向上には是非つなげて欲しいです。事業提案についても、区民などが身近に触れ、その文化財価値が社会により広く理解され、港区の歴史と文化に愛着をもつための事業展開が期待できます。教育委員会と連携を含め、更なる意欲のある取組を期待します。
	本施設の特有の話ですが、教育委員会と指定管理者との業務分担の難しさがあります。両者がしっかりと役割分担のもとで分業し、連携を深めれば、プラスに機能し課題解決につながると思います。
A委員	博物館は業務分割方式を採用しているが多いと思います。特異な例ですが、過去には収蔵庫管理だけを事業者が担う例もありました。広報普及や教育部分の事業関係を事業者が担い、展示は自治体が直接担うという分担が多いです。
	歴史的建造物としての本施設の管理や活用の考え方は、具体的に内容もあり評価し

	ました。学校の先生向けのプログラムが提案されるなど、学校を巻き込んだ施設の利用促進策は評価できます。
C委員	地域に根差した施設とする姿勢が明確であり、ミュージアムショップをはじめとした本施設の活用に関する具体的かつ実現可能な提案がなされており、評価できます。管理運営実績も豊富であり、安定した管理運営が可能と考えます。教育委員会との業務分担など、事業展開に向けて事業者も難しい部分もありますが、そのような中でも熱意や意欲をもって施設の魅力向上に取り組んでいただきたいです。
E委員	利用の安全安心を確保した安定した施設運営が可能と考えます。区内小学校の児童に対するプログラムの提案など、若年層への施設利用促進に関する具体的提案がなされている点は評価できます。教育現場の声を取り込んだプログラムとするなど、教育委員会と十分に連携し取り組んでいただくことを期待します。
委員長	各委員からの講評は以上です。採点結果について確定しますが、よろしいですか。 (一同了承)
委員長	それでは一次審査、二次審査いずれも満点の6割を超えたことから、本選考委員会としてA事業者を指定管理者候補者として選考します。指定管理者と指定され業務を担う場合、職員研修等の更なる充実や教育委員会と連絡・連携を密に取ることで、より良い施設運営を進められることを期待します。
	5 今後のスケジュール (事務局から説明)
委員長	6 閉会 以上で、第3回港区立郷土歴史館指定管理者候補者選考委員会を閉会します。

※委員長における質疑や講評等に関する発言について、「委員」として表記しています。

# **港区立郷土歴史館 指定管理者公募要項**

**令和5年2月  
港 区**

# 目 次

## I 施設の概要

1 指定管理者制度導入の趣旨	• • • • • P. 1
2 港区立郷土歴史館の設置目的	• • • • • P. 1
3 港区立郷土歴史館の概要	• • • • • P. 1
(1) 名称	
(2) 所在地	
(3) 施設規模等	
(4) 開設年月日	
(5) 開館日時等	
(6) 観覧料	
(7) 指定管理料等	
4 指定期間	• • • • • P. 2

## II 郷土歴史館の管理運営の考え方

1 役割分担	• • • • • P. 3
(1) 港区教育委員会の業務（学芸業務）	
(2) 指定管理者の業務（学芸業務以外の業務）	
2 組織	• • • • • P. 4

## III 指定管理者が行う業務

1 事業運営	• • • • • P. 4
(1) 基本事業	
(2) 提案事業	
(3) 自主事業	
(4) 職員体制	
2 施設の維持管理	• • • • • P. 5
(1) 施設の維持管理業務	
(2) 安全・安心に関する業務	
(3) 防災体制	
3 管理運営の基準	• • • • • P. 8
(1) 関係法令の遵守	
(2) 区が定める指針等の遵守	
(3) 再委託の禁止	
(4) 地域との連携	
(5) 区と指定管理者の役割分担及び管理責任の分担	
4 運営経費に関する事項	• • • • • P. 11
(1) 指定管理料の支払	
(2) 備品購入の取扱い	
(3) 収入	
(4) 銀行口座の開設	

- (5) 損害賠償保険
- (6) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応
- (7) その他

#### IV 選定手続

1 公募の手続・手順	P. 14
(1) 申請者の資格	
(2) 複数の団体による共同申請	
(3) 公募の日程	
(4) 公募説明会	
(5) 申請手続	
(6) 計画書類の提出	
(7) 提出書類に関する留意事項	
(8) 応募に関する留意事項	
(9) 質疑の受付及び回答	
(10) 申請書類の受付	
2 指定管理者候補者の選考・選定	P. 23
(1) 指定管理者候補者の選考	
(2) 指定管理者候補者の選定	
(3) 基本的な選考基準	
(4) 審査結果の通知	
(5) 第二次審査用資料の提出	

#### V 決定後の手続

1 基本協定書・年度協定書	P. 25
(1) 協定の締結	
(2) 基本協定書の主な事項	
(3) 年度協定書の主な事項	
2 事業計画書及び収支予算書の作成	P. 26
(1) 事業計画書及び収支予算書の作成	
(2) 事業報告書及び収支決算書の作成	
(3) 予算執行状況表の作成	
3 業務の引継ぎ	P. 26
4 情報の公表	P. 26
(1) 応募書類等	
(2) 選考・選定過程の情報	
(3) 指定管理業務に関する情報	
5 モニタリング等の実施	P. 27
(1) モニタリングの実施	
(2) 第三者評価の実施	
(3) 労働環境モニタリングの実施及び賃金給付状況シートの提出	
(4) 監査の実施	

6 指定の取消し等	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 28
(1) 指定の取消しと業務の停止		
(2) 事業の継続が困難となった場合の措置		

# I 施設の概要

## 1 指定管理者制度導入の趣旨

港区では、多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や効率的で効果的な区民サービスを提供するため、公の施設の管理・運営を包括的に委任する指定管理者制度を積極的に導入しています。

「港区立郷土歴史館」の管理運営について民間事業者等が持つノウハウやアイデア、専門性などを活用するため、指定管理者を広く募集します。応募に当たっては、

「港区指定管理者制度運用指針」に基づく区の方針を十分に認識し、また、施設の設置目的等を理解のうえ、本要項に基づく創意工夫のある提案を期待しています。

## 2 港区立郷土歴史館の設置目的

港区立郷土歴史館は、港区に関係の深い資料を収集し、保管し、及び展示して、区民の利用に供するとともに、港区の歴史及び文化を通した交流の場を提供し、区民の教養の向上及び文化の発展に寄与することを目的とした施設として設置しました。

建物は、昭和13年に竣工した旧国立公衆衛生院を歴史的建造物としての価値を適切に保存しながら、港区立がん在宅緩和ケア支援センター、区民協働スペース、子育てひろば、乳幼児一時預かり、みなど保育サポート、学童クラブ、自転車駐車場との複合施設として活用するため、耐震性の向上やバリアフリー化等の整備を行い、利用者が使いやすく、親しみやすい施設となっています。また、港区指定有形文化財（建造物）として指定をしています。

## 3 港区立郷土歴史館の概要

- (1) 名 称 港区立郷土歴史館（以下「歴史館」という。）  
(2) 所在地 港区白金台四丁目6番2号  
(3) 施設規模等
- ア 構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造  
イ 階 数：地下 1階、地上 6階、塔屋 4階（建築基準法）  
ウ 敷地面積：11,173.17m<sup>2</sup>  
エ 延床面積：12,820.20m<sup>2</sup>（共有部を含む）  
オ 主な諸室：①展示室（2階、3階、4階）  
                  ②収蔵庫（地下1階、1階、3階～5階）  
                  ③カフェ、厨房（1階）    ④ミュージアムショップ（2階）  
                  ⑤図書閲覧室（3階）      ⑥学習室（3階）

※ 施設の図面は、公募要項配布期間中（令和5年2月20日から5月8日まで）に港区立郷土歴史館（港区白金台四丁目6番2号）にて配布します。

- (4) 開設年月日 平成30年11月1日  
(5) 休館日・開館時間

### ア 開館時間

- ① 日曜日から金曜日まで及び祝日：午前9時から午後5時まで
- ② 土曜日：午前9時から午後8時まで

### イ 休館日

- ① 12月29日から1月3日まで
- ② 第3木曜（ただし、祝日に当たる場合は前日）

- ③ 特別整理期間（年間15日以内）

### (6) 観覧対象者

どなたでも観覧できます。

### (7) 観覧料

観覧料については、下表のとおりです。

なお、観覧料には、維持管理経費の変動、施設の運営状況を定期的に反映させる必要があるため、区では3年を目途に観覧料の見直しを行うこととしています。

施設	観覧料(一人一回につき)		
	大人	小学生・中学生・ 高校生	団体(十人以上)
常設展示室	三百円	百円	上記観覧料の十分 の八に相当する額
特別展示室	千五百円の範囲内 において委員会が その都度定める額	大人の観覧料の半 額（その額に百円 未満の端数がある ときは、その端数 を切り捨てた額）	

備考 学齢未満の者の観覧料は、無料とする。

### (8) 指定管理料等

本施設の過去の指定管理料及び販売収入については、下表のとおりです。

なお、記載額は過去の実績を参考として示したものであり、本提案における指定管理料の上限額ではありません。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指定管理料実績	427,384,256円	421,588,254円	416,469,717円
【内訳】	職員人件費	142,022,018円	138,720,422円
	光熱水費	42,303,377円	38,426,780円
	修繕費	8,502,000円	9,024,950円
	事業運営費	74,228,400円	71,511,570円
	施設管理経費	104,720,240円	106,607,385円
	その他経費	57,872,272円	58,568,180円
販売収入実績	2,264,051円	1,271,033円	1,432,506円

※指定管理料実績は、項番Ⅲ4(1)における予算額と実績額の差額を清算した後の指定管理料の額です。

## 4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

## II 郷土歴史館の管理運営の考え方

歴史館の管理運営方法については、港区という特定の地域を専門に調査研究し、得られた成果を展示する施設という特殊性があることから、学芸業務については教育委員会が担い、学芸業務以外の業務については指定管理者が担います。

指定管理者は、館内の展示案内や展示監視、多種多様な手法による戦略的な情報の発信や特別展と連動した誘客イベントの開催等の来館者促進事業等について、事業者のノウハウやアイデアを活用し効率的に実施してください。

### 1 役割分担

歴史館の業務には、港区教育委員会が直営で行う学芸業務と指定管理者が行う学芸業務以外の業務があり、その区分は下の表のとおりです。

なお、提案事業の実施にあたっては港区教育委員会との協議のうえ実施していただきます。

#### (1) 港区教育委員会の業務（学芸業務）

業務区分	業務内容
収集・保存	自然・歴史文化資源の資料収集
	自然・歴史文化資源の資料保存
調査・研究	自然・歴史文化資源を次世代に継承するための調査・研究
公開・普及	常設展、特別展の企画と資料の展示
	研究紀要、展示図録や展示図録の出版
	各種講座の企画と実施
	学校教育における学習支援

#### (2) 指定管理者の業務（学芸業務以外の業務）

業務区分	業務内容	備考
歴史館運営	来館者の案内（アテンダント業務）	
	館内の安全管理（展示物の監視）	
	観覧料の徴収	区の収入とする
	特別展等における展示造作支援	

	区が実施する各種講座の支援	
カフェ運営	歴史館のオリジナルメニューの開発や昔の学校給食の提供などを含むカフェの運営	指定管理者の収入とする（ただし、指定管理料から収入見込額を差し引きます）
ショップ運営	歴史館のオリジナルグッズの開発などを含むショップの運営	指定管理者の収入とする（ただし、指定管理料から収入見込額を差し引きます）
	区が発行する歴史に関する刊行物の販売管理	区の収入とする
建物管理	複合施設全体の総合案内	
	建物内、敷地内の警備、防災、衛生管理	防火管理者等の選任
	建物及び敷地の清掃、植栽の管理	
	施設の設備管理や修繕	
広報・情報発信	歴史館の情報を効果的に発信し、利用促進につながる事業等の実施	
情報交換・交流	来館者が歴史館に親しめるようなイベント等の実施	
来館促進業務	年間約13万人の来館者数を達成できるよう、来館促進事業の実施	

## 2 組織

歴史館には、区が館長を置き、歴史館における学芸業務の統括をするとともに、指定管理者への助言指導を行います。

指定管理者は、業務責任者、副責任者（2人以上）等を置き、歴史館運営に支障のないよう、業務を履行してください。業務責任者は、施設長としてのリーダシップを発揮する能力および経験を有するものを配置すること。

## III 指定管理者が行う業務

### 1 事業運営

#### （1）基本事業

指定管理者が行う事業に関する業務は、以下のとおりです。詳細については、業務基準書（別紙1）及び業務仕様書（別紙2）を参照してください。

ア 電話対応や来館者への案内等のアテンダント業務や展示物の監視等の防犯対策、危機管理対策に関すること。

- イ 展示や各種講座の開催支援に関すること。
- ウ オリジナルメニューの開発や昔の学校給食の提供などを含むカフェ運営に関すること。（カフェの座席数は40席程度）
- エ 歴史館の発行する刊行物のほか区が発行する歴史に関する刊行物やグッズの販売、オリジナルグッズの開発などを含むミュージアムショップ運営に関すること。
- オ 施設、付属設備及び物品の保全（軽易な修繕及び整備を含む。以下同じ。）に関すること。
- カ 施設内の清潔の保持、整頓その他環境整備に関すること。
- キ 上記に掲げるもののほか、歴史館の管理に関する事務のうち、教育委員会が必要と認める業務。

#### (2) 提案事業

港区立郷土歴史館条例第1条に定める目的を達成するため、同条例第3条に基づく事業を提案してください。事業を計画する場合は、本施設が歴史的建造物であることを十分に認識の上、『港区立新郷土資料館展示等総合計画』（平成25年8月）を参考に、地域の特性を踏まえた効果的な事業を提案してください。

なお、提案事業は、事前に区と協議の上決定し、指定管理料の範囲内で実施します。

#### (3) 自主事業

前記(1)(2)のほか、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲で、施設の利用率向上等を図るための事業を自主的に行うことができます。なお、自主事業は、事前に区と協議の上決定し、事業に係る経費は事業者の負担とします。

#### (4) 職員体制

- ア 関係法令を熟知し、適切に業務を行うために必要な知識及び経験等を有する職員を配置し、管理運営を行ってください。
- イ 業務責任者1名、副責任者を2名以上配置すること。また、その職には、正規職員(常勤)をあててください。
- ウ 歴史館の他、併設するがん在宅緩和ケア支援センター、子育てひろば、乳幼児一時預かり、みなど保育サポート、学童クラブ、区民協働スペース、自転車駐車場を含め建物全体（以下「本施設」という。）の主たる管理者は、歴史館を管理する指定管理者となります。そのため、本施設の管理・運営には必ず業務責任者または副責任者が従事してください。
- エ 公の施設としての心構えを認識し、従事職員教育、接遇教育等を徹底し、利用者及び区民への接遇等が常に良好となるよう努めてください。また、複合施設の安全管理のため、受付人員や建物の管理者として必要な資格を有するものを配置してください。

## 2 施設の維持管理

## (1) 施設の維持管理業務

歴史館を管理する指定管理者は、歴史館の専有部分、共用部の維持管理及び空調等建物全体の設備の維持管理を業務とします（併設施設の専有部分の清掃等は各施設運営者が行います）。指定管理者は、他の施設を運営する指定管理者や事業者との情報共有等、日常的に連携を図り、効率的な運営を行ってください。

なお、本施設は、港区指定有形文化財として指定をされています。建物の維持管理及び活用に当たり、建物の特徴や歴史的価値等を損なわないよう、十分注意するとともに、港区教育委員会事務局教育推進部図書文化財課文化財係との連携を図ってください。

維持管理業務詳細は、下記のとおりです。詳細については、別紙業務基準書及び業務仕様書を参照してください。

### ア 設備機器に係る業務

各設備機器類の保守点検業務

\*有資格者による日常点検、法定点検、定期点検等を実施して安全を確保してください。

### イ 警備防災業務

不法侵入・挙動不審者の取り締まり、防火管理及び施錠、施設内外の巡回及び点検等。また、機械警備を導入し、侵入者に対する万全の対策を行うこと

### ウ 施設の日常、定期及び特別清掃

### エ 廃棄物の処理。

### オ 障害者用駐車場、施設利用者用駐輪場の管理

### カ 施設の維持管理に関するほか下記の業務を行うこと

(ア) 施設・付属設備の管理及び物品等の取扱いに関する業務

(イ) 1件130万円（税込）以下の軽易な修繕及び整備

(ウ) 施設内の清掃の保持、整頓その他の環境整備に関する業務

(エ) 併設施設の責任者と情報共有し、日常的に連携を図ること

また、定期的に併設施設の責任者と運営協議会を開催すること

### キ 植栽の管理（害虫駆除を含む）を行うこと

### ク 省エネルギー、省資源、グリーン購入に配慮した管理運営に努めてください。

\*自動販売機の設置はできません。

## (2) 安全・安心に関する業務

ア 災害や事故の発生などの緊急時において、「港区危機管理基本マニュアル(改訂版)」に基づき、「緊急対応マニュアル」を作成し、利用者等の避難誘導、関係機関への通報、傷病者の医療機関への搬送の付き添い、安全確保、通報・連絡等の迅速かつ的確な対応を行うこと。

イ 休日・夜間の連絡体制を確立すること。

ウ 区有施設等安全点検及び点検報告(日常点検・総点検・エレベータ点検確認)「港区有施設の安全管理に関する要綱」、「港区有施設安全管理業務実施要領」に基づく安全管理体制の整備、日常安全点検等を実施すること。

エ 震災及び新型インフルエンザが発生した場合を想定し、「港区業務継続計画」に基づき、開館時間外の災害その他あらゆる緊急事態、非常事態に際して、従事職員用の食料等の確保や業務体制の整備など速やかに対応できる体制を整えること。なお、港区防災対策基本条例の規定に基づく、事業者の責務を負うものとする。

オ AEDの日常作動点検を行い、保守管理を行うこと。

カ 上記アからオまでを適切に遂行するために、事件・事故の際の対応を定め、職員研修の実施等を行うこと。

キ 利用者に対する見守り、声掛け、相談、港区教育委員会事務局教育推進部図書文化財課文化財係への引継ぎなど様々な支援を行うこと。

ク 高輪地区総合支所等との防災無線や避難所運営等の訓練に参加又は協力すること。

ケ 本施設、隣接の東京大学医科学研究所の敷地及び聖心女子学院一帯は、広域避難所に指定されていることから、災害時の広域避難場所としての対応を東京都及び区に協力すること。

コ 区が本施設を津波避難ビルに指定した際には、別途締結する津波避難ビルに関する協定に基づき対応すること。

サ 災害時は区の指示に基づき区民の安全確保のため協力すること

シ 管理する個人情報の保護をはじめ情報セキュリティについては、本業務に従事するすべての者が「港区情報安全対策指針」を遵守し、漏えいの防止等の適正な管理に努めること

### (3) 防災体制

本施設は防火管理者を1名、自衛消防活動中核要員の配置（10名）が必要です。防火管理者は本指定管理者から選任します。また、自衛消防活動中核要員については、施設の規模や特性を考慮し、必要人員10名のうち、5名は区及び各施設（指定管理者、施設運営者を含む。）から選任し、残りの5名を本指定管理者から選任するものとします。

なお、併設施設の休館日や開館時間は下記のとおりです。

施設名称	階数	休館日	開館時間
港区立がん在宅緩和ケア支援センター	5階	12月29日～1月3日 日・祝日	月～金 10:00～ 21:00 土 10:00～17:00
白金台区民協働スペース	6階	12月29日～1月3日 祝日	月～金 9:00～21:00 土・日 9:00～17:00
子育てひろば	1階	12月29日～1月3日	10:00～18:00
乳幼児一時預かり	1階	12月29日～1月3日	8:30～18:30

みなと保育サポート	1階	1月1日～1月3日 日・祝日	月～土 7:15～18:15
学童クラブ	6階	12月29日～1月3日 日・祝日	下校後～19:00 土 8:00～17:00 学校休業日 8:00～19:00
白金台駅自転車駐車場	1階	無休	4:30～25:30

※ 各施設の開館日及び時間については、変更になる場合があります。

### 3 管理運営の基準

#### (1) 関係法令の遵守

- 指定管理者は、下記の関係法令等を遵守し、施設の管理運営を行ってください。
- ア 文化財保護法
  - イ 港区文化財保護条例及び施行規則
  - ウ 港区立郷土歴史館条例及び施行規則
  - エ 地方自治法
  - オ 労働関係法（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等）
  - カ 港区情報公開条例及び施行規則
  - キ 個人情報の保護に関する法律
  - ク 港区環境基本条例
  - ケ 港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び施行規則
  - コ 港区区有施設の安全管理に関する要綱
  - サ 港区有施設安全管理業務実施要領
  - シ 港区防災対策基本条例
  - ス 港区暴力団排除条例
  - セ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
  - ソ 障害者の雇用の促進等に関する法律
  - タ その他施設の管理運営業務及び各種事業実施に関わる各種法令・条例等

#### (2) 区が定める指針等への対応

下記の主な指針等を十分認識の上、積極的に区と連携してください。

- ア 港区指定管理者制度運用指針
- イ 港区情報安全対策指針
- ウ 港区環境マネジメントシステムハンドブック
- エ 港区区有施設受動喫煙防止対策基本方針
- オ 港区行政情報多言語化ガイドライン
- カ (公社)港区シルバー人材センター及び区内障害者授産施設等への優先発注
- キ 区内中小事業者への優先発注
- ク 港区の契約における暴力団等排除措置要綱

- ケ 港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱  
 コ 港区職員接遇マニュアル「あったかマナーみなど」  
 サ 港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱  
 シ 港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱

※別途配布する「区が定める指針等の一覧」を参照してください。

#### (3) 個人情報保護

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じてください。

#### (4) 再委託の禁止

指定管理業務の全部又は主たる部分を再委託することはできません。

ただし、清掃・警備及び施設の保守点検など専門性の高い個別業務等については、区の事前承認を得た場合に限り、再委託ができます。

#### (5) 地域との連携

地元町会・自治会や、その他関係団体など、地域と良好な関係を築くため、地域の行事やイベントに参加するなど、積極的に交流を図ること。

#### (6) 区と指定管理者の役割分担及び管理責任の分担

ア 役割分担 (◎：主体的な役割 ○：補助・助言・指導する役割)

項目	港区	指定管理者
設置者としての責務	◎	
歴史館の管理運営	○ 条例・規則事項	◎
施設の管理（設備、物品の管理）	○	◎
	◎	
	○	◎
	◎ (※)	◎ (※)
	◎ (※)	◎ (※)
	○	◎
事業運営	○	◎

(※) 設置者としての責任は港区にあり、管理責任は指定管理者にあることを示します。

イ 管理責任の分担 (○：主たる分担者)

項目	内 容	管理責任分担	
		港区	指定管理者
1 法令等の変更	(1) 指定管理業務に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	(2) 上記以外の指定管理者自身に影響を及ぼす		○

			法令等の変更		
2	税制の変更	(1)	指定管理業務に影響を及ぼす税制の変更	○	
		(2)	上記以外の一般的な税制の変更		○
3	物価変動	(1)	指定期間中の物品費、人件費等物価変動に伴う経費の増加		○
4	金利変動	(1)	指定期間中の金利変動に伴う経費の増加		○
5	書類	(1)	区が作成した書類に起因する事項	○	
		(2)	指定管理者が作成した書類に起因する事項		○
		(3)	両者記名捺印した協定書に起因する事項	相互で協議	
6	指定管理者の指定	(1)	区の事由により指定管理者の指定が議会で議決されない場合	○	
		(2)	指定管理者候補者の事由により指定管理者の指定が議会で議決されない場合		○
7	指定管理業務の変更及び経費の変動	(1)	区の事由による指定管理業務の変更に伴う経費の増加	○	
		(2)	上記以外の事由による指定管理業務の変更及び経費の増加		○
8	住民対応	(1)	地域との協調		○
		(2)	指定管理業務及び自主事業の内容に対する住民からの苦情、要望等		○
		(3)	上記以外の区政全般への苦情、要望等	○	
9	環境問題	(1)	施設又は用地からの有害物質等の発生	○	
		(2)	指定管理業務及び自主事業に起因する有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、光、臭気等に関するもの		○
10	不可抗力	(1)	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の区又は指定管理者の責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による被害の発生、拡大及び施設・設備の復旧	○	
		(2)	不可抗力によるもので、指定管理者の対応の遅れ、施設管理の不備等による被害の発生、拡大及び施設・設備の復旧		○
11	施設の損傷	(1)	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
		(2)	施設の設計・構造上の瑕疵によるもの	○	
		(3)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの (1件130万円（税込）を超えるもの)	○	
		(4)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの (1件130万円（税込）以下のもの)		○

12	備品(Ⅰ種)の損傷	(1)	指定管理者の故意又は過失によるもの	<input type="radio"/>	○
		(2)	上記以外の経年劣化、第三者行為(相手方が特定できないもの)等によるもの	<input type="radio"/>	
13	施設等の保守点検	(1)	区の事由による保守点検の増加	<input type="radio"/>	
		(2)	指定管理者の責め及び保守点検の不備による保守点検の増加		<input type="radio"/>
14	第三者への賠償	(1)	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に生じた損害		<input type="radio"/>
		(2)	上記以外の事由により第三者に生じた損害	<input type="radio"/>	
15	セキュリティ	(1)	指定管理者の警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		<input type="radio"/>
		(2)	上記以外の事由による情報漏洩、犯罪発生等	<input type="radio"/>	
16	観覧料等の管理	(1)	徴収又は収納した観覧料(払込み前の観覧料に限る。)、事業に伴う金銭の盗難・紛失		<input type="radio"/>
17	指定期間の終了	(1)	指定期間終了の場合(指定期間の満了以前の取消し等による場合を含む。)における区又は区が指定するものに対する業務の引継ぎに要する費用		<input type="radio"/>
		(2)	指定期間終了の場合(指定期間の満了以前の取消し等による場合を含む。)における原状復帰に要する費用		<input type="radio"/>

(備考)

- 2(1) 消費税率の変更を想定した規定です。  
 2(2) 収益関係税、外形標準課税など指定管理者自身に影響を及ぼす税制の変更を想定した規定です。

## 4 運営経費に関する事項

### (1) 指定管理料の支払

指定管理料の額は、提案のあった経費を上限とし、区の予算の範囲内で支払うものとします。支払方法、支払時期については、基本協定書・年度協定書で定めます。

受託経費見積書は、区が定める次の6つの経費区分に従って作成してください。なお、区の会計事務と同様、原則、経費区分間の流用はできないものとし、やむを得ない理由で流用する際は、区と協議の上決定するものとします。

#### ア 職員人件費

施設に勤務する職員等(管理運営体制に記載した職員等)にかかる人件費

※事業計画に基づく施設職員の確実な配置及び当該職員の人件費を保証する観点や、指定管理者の経営努力による経費節減が見込まれないことから、予算額と実績額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

※人件費の積算に当たっては、職員(再委託した業務に従事する職員を含みます。)の最低賃金水準額を遵守してください。最低賃金水準額は、「港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する

要綱」により定めた金額と同額です。令和5年度は(一般事務・時給額)1,160円です。なお、金額は、毎年度見直します。

イ 光熱水費

施設の維持管理に必要な電気料金、水道料金、ガス料金

※光熱水費（電気料金、水道料金、ガス料金）については、予算額と実績額の間に乖離が生じる可能性が高いことから、予算額と実績額の差額を清算します。清算方法の詳細については基本協定書で定めます。申請に当たっては、十分に余裕を持って積算してください。

※電気、水道及びガスの供給事業者への支払いは、併設施設を含め歴史館の指定管理者が一括して行います。各施設の経費は各計量区分等に基づき、指定管理者から併設施設に請求してください。

ウ 修繕費

施設の修繕に必要な経費

※指定管理者が作成した修繕計画に基づき区が優先順位を設定し、1件 130万円（税込）以下の建物躯体や建物設備の保全のための軽易な修繕及び整備費用（併設施設部分を含む。）については、指定管理料に含めます。

※1件 130万円（税込）を超える修繕は、指定管理料とは別に予算額の範囲で区が実施しますので、受託経費見積には含めないでください。

※予算額と実績額の間に乖離が生じる可能性が高いことから、予算額と実績額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

エ 事業運営費

施設で実施する各種事業に必要な経費

※当該経費について清算はありません。ただし、事業の中止等で実績が事業計画における見込みを下回ったことによる執行残額は区に返還します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

オ 施設管理経費

施設の維持管理に必要な保守・検査業務、清掃業務、警備業務、廃棄物処理等にかかる経費

※ 当該経費について清算はありません。ただし、事業の中止等で実績が事業計画における見込みを下回ったことによる執行残額は区に返還します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

カ その他経費

上記のいずれにも該当しない経費

本社が労務管理等の業務を一括して行うために、施設（事務所）が負担する経費、施設を本社などが支援するために必要な経費、民間企業等の利益など。

**「その他経費」における本部経費の内訳について**

**事務管理経費** 本社(本部)等による施設支援に係る、人件費等、会議費、出張費等

**運営費** 本社(本部)等による施設支援に係るシステム維持管理費、賃借料、光熱水費、リース料等

**租税公課** 消費税、事業所税等

※経費の計上にあたっては、本社が担う役割や業務内容、利益の算定方法など、積算根拠を明らかにする資料を必ず添付してください。

**(2) 備品購入の取扱い**

1点予定価格5万円（税込）を超える備品については、区が必要と認めた場合に限り、区が購入し、無償で貸与します。備品の管理は指定管理者の責務とします。

**(3) 収入**

歴史館の常設展示、企画展示の観覧料及び区が発行する歴史に関する刊行物の物品売払代金は、区の収入となります。

管理運営業務は、原則として区からの指定管理料で措置しますが、カフェ、ミュージアムショップでの上記収入以外の販売収入は、指定管理者の収入とし、区と指定管理者が協議して定める収入見込額を差し引いた経費を指定管理料で措置します。

なお、事業実施に要する経費のうち、参加者個人に直接かかる経費（材料費など）は区の考え方に基づいて徴収できます。その他については、区と指定管理者が協議の上決定します。

なお、カフェやミュージアムショップ、参加者個人に直接かかる経費を対面で徴収する場合は、現金に加え、指定管理者においてキャッシュレス決済端末又は二次元コードを用意し、キャッシュレス決済が可能となる環境を整備してください。

**(4) 銀行口座の開設**

本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理するため、本業務に固有の銀行口座を開設し、適切な運用を図るものとします。

**(5) 損害賠償保険**

施設運営にあたり、指定管理者が業務を行うに当たって施設に損害が生じた場合に対応する「施設賠償責任保険」と施設利用者等に損害が生じた場合の損害賠償額を担保するための「第三者賠償保険」に必ず加入します。指定管理者が加入すべき保険の基準は、「特別区自治体総合賠償責任保険制度」で定める金額とします。

**(6) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応**

令和5年10月から導入が予定されている消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、販売収入等の収受に際し、登録番号、適用税率、消費税額等を記載した適格請求書（インボイス）の利用者への交付が想定されます。指定管理者においては、インボイスの事業者登録をはじめ、必要な対応をお願いします。

ます。

#### (7) その他

本要項に定めのない事項については、区と指定管理者が協議の上決定し、協定書により定めます。

## IV 選定手続

### 1 公募の手続・手順

#### (1) 申請者の資格

地方自治法第244条の2第3項に規定する法人その他の団体で、以下の項目を全て満たす者とします。

- ア 博物館又はこれに類する施設及び美術館又はこれに類する施設に係る管理運営業務の実績を有する法人その他の団体であること。
- イ 民間施設における延床面積15,000m<sup>2</sup>以上、又は、行政施設における延床面積10,000m<sup>2</sup>以上の総合管理業務の実績を有する法人その他の団体であること。
- ウ 指定期間中、事業の管理運営を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。
- エ 港区議会議員、区長、副区長、教育長並びに地方自治法第180条の5第1項に規定する委員会の委員又は委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人となっていない法人や、その他の団体。ただし、区が資本金、基本金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資している法人その他の団体であって、区議会議員以外の者が役員等となっているものも可とする
- オ 本店、支店、事業所等のいずれかが、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県内のある法人又はその他の団体であること。
- カ 団体又はその代表者が以下のいずれにも該当しないこと（選考期間中も含みます。）。
  - (ア) 地方自治法施行令第167条の4第2項及び第167条の5第1項（同項を準用する場合を含む。）の規定により港区における一般競争入札等の参加を制限されている者
    - (イ) 法律行為を行う能力を有しない者
    - (ウ) 破産法に基づく破産手続開始の申立てをしている者
    - (エ) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしている者
    - (オ) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしている者
    - (カ) 国税又は地方税を滞納している者
    - (キ) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し（法人格の変更に伴う指定の取消しを除く。）を受けてから2年間が経過していない者

(ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団、又は暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある団体

(2) 複数の団体による共同申請

ア 複数の団体で共同事業体（以下「グループ」という。）を結成し、グループとして申請することも可能です。その場合は、申請時にグループを結成し、適切な名称を設定の上、代表団体（他の団体は構成団体とします。）を定めてください。グループ内のすべての団体が上記（1）申請者の資格（構成団体はエを除く。）に該当することが必要です。

イ 共同事業体で、法人等を設立する場合は、指定管理者の指定の議決までに、法人登記事項証明書又はそれに代わる書類等を提出してください。

ウ 当該グループの代表団体及び構成団体は、別のグループ又は単独により申請することはできません。

エ 代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。ただし、区が業務遂行上の支障がないと判断した場合に限り、変更できるものとします。

オ 次ページ（5）①に掲げる書類はグループとして作成し、②から⑬に掲げる書類は、代表団体及び構成団体ごとに作成してください。

(3) 公募の日程

公募要項発表	令和5年 2月20日（月）
公募説明会参加申込期限	令和5年 2月27日（月）正午
公募説明会・現地見学会	令和5年 3月 3日（金）
質疑受付	令和5年 3月10日（金）から 令和5年 3月22日（水）まで
質疑回答	令和5年 3月27日（月）
申請書類の受付（第一次提出） <u>※事前予約が必要です。</u>	令和5年 2月20日（月）から 令和5年 5月 8日（月）まで
計画書類の受付（第二次提出） <u>※事前予約が必要です。</u>	令和5年 2月20日（月）から 令和5年 5月26日（金）まで
第一次審査（書類審査）	令和5年 6月13日（火）予定
第二次審査（プレゼンテーション）	令和5年 6月27日（火）予定
指定管理者候補者選定	令和5年 7月下旬予定
指定管理者の指定	令和5年10月下旬予定

(4) 公募説明会

ア 公募説明会

・日時 令和5年3月3日（金）午前10時～11時

・場所 港区立郷土歴史館 4階講座室B（港区白金台四丁目6番2号  
ゆかしの杜）

イ 公募説明会参加申込

申込書（様式I）を令和5年2月27日（月）正午までに、メールで送付して

ください。

メールアドレス minato55@city.minato.tokyo.jp

※会場の都合上、1社2名までお願いします。

#### ウ 現地見学会

公募説明会終了後、実施します。(自由見学)

#### (5) 申請手続（第一次提出）

応募を希望する事業者は、下記の書類を提出してください。

提出書類		様式	部数		
			正本	副本①	副本②
①	指定管理者指定申請書	【様式1】	1部	—	—
③	«共同事業体の場合» [A]共同事業体構成書	様式A	1部	1部	9部
	[B]共同事業体協定書兼委任状	様式B	1部	—	—
	[C]宣誓書	様式C	1部	—	—
	[D]安定運営の取組	様式D	1部	1部	9部
②	宣誓書	【様式2】	1部	—	—
③	定款、寄附行為又はこれに類するもの (最新のもの)	—	1部	1部	—
④	法人の登記事項証明書(全部事項証明書) (申請日前3か月以内に発行されたもの)	—	1部	1部	—
⑤	印鑑証明書 (申請日前3か月以内に発行されたもの)	—	1部	1部	—
⑥	預金残高証明書 (最新の決算期末日現在のもの)	—	1部	1部	—
⑦	事業者の概要				
⑧	<<公益法人の場合>>				
	ア 法人(団体)等の概要 ・ 事業経歴、役員(理事・評議員)名簿、法人運営に関する基本的な考え方、理念、障害者雇用率 等	【様式3】	1部	1部	9部
	イ 決算書類(直近の決算期3期分) ・ 収支計算書(収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、計算書類に対する注記)	様式自由	1部	1部	—
	ウ 事業報告書(直近の決算期3期分)	様式自由	1部	1部	—
	エ 収支予算書(今年度に係るもの)	様式自由	1部	1部	—
	オ 事業計画書(今年度に係るもの)	様式自由	1部	1部	—
	カ 監事の監査報告書	様式自由	1部	1部	—

	<b>&lt;&lt;NPO 法人の場合&gt;&gt;</b>				
	<p>ア 法人（団体）等の概要            ・ 事業経歴、役員名簿、法人運営に関する基本的な考え方、理念、障害者雇用率 等</p> <p>イ 決算書類（直近の決算期3期分）            ・ 収支計算書、貸借対照表、財産目録</p> <p>ウ 事業報告書（直近の決算期3期分）</p> <p>エ 監事の監査報告書</p> <p>※ 上記のイ～エについては、特定非営利活動促進法及び内閣府令に基づくものを提出してください。</p>	【様式3】	1部	1部	9部
		様式自由	1部	1部	—
		様式自由	1部	1部	—
		様式自由	1部	1部	—
	<b>&lt;&lt;医療法人の場合&gt;&gt;</b>				
	<p>ア 法人（団体）等の概要            ・ 事業経歴、役員名簿、法人運営に関する基本的な考え方、理念、障害者雇用率 等</p> <p>イ 損益計算書（直近の決算期3期分）</p> <p>ウ 貸借対照表（直近の決算期3期分）</p> <p>エ 株主資本等変動計算書（直近の決算期3期分）</p> <p>オ 付属明細書（直近の決算期3期分）</p> <p>カ 監事の監査報告書</p> <p>※ 上記のイ～カについては、病院会計準則に従ったものをお出し下さい。エについては、社員総会での承認日を付記して下さい。オについては、法人税確定申告書に添付した勘定科目内訳書の写しで代替してもかまいませんが、その場合には税務署に提出した全てのものを提出し、謄本である旨の代表者の署名、捺印を付して下さい。都道府県提出決算書を別途作成している場合には、当該決算書の写しも提出して下さい。</p>	【様式3】	1部	1部	9部
		様式自由	1部	1部	—
		様式自由	1部	1部	—
		様式自由	1部	1部	—
		様式自由	1部	1部	—
		様式自由	1部	1部	—
	<b>&lt;&lt;株式会社の場合&gt;&gt;</b>				
	<p>ア 法人（団体）等の概要            ・ 事業経歴、役員名簿、法人運営に関する基本的な考え方、理念、障害者雇用率 等</p> <p>イ 決算書類（直近の決算期3期分）            ・ 営業報告書            ・ 貸借対照表</p>	【様式3】	1部	1部	9部
		様式自由	1部	1部	—

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損益計算書</li> <li>・ 注記事項(重要な会社方針、貸借対照表注記、損益計算書注記)</li> <li>・ 株主資本等変動計算書</li> <li>・ 付属明細書</li> </ul> <p>※ 決算書類は、会社法及び会社法計算施行規則に従ったものを提出してください。</p> <p>※ 連結決算を行っている親会社又は子会社がある場合は、連結財務諸表も提出してください。</p> <p>※ 株主資本等変動計算書は、社員総会又は株主総会での承認日を付記してください。</p> <p>※ 付属明細書は、法人税確定申告書に添付した勘定科目内訳書の写しで代替することも可能です。その場合、税務署に提出した全てのものを提出し、謄本である旨の代表者の署名、捺印を付してください。 なお、申請書類提出時点において、既に最近の決算期末日が到来している法人で、未だ決算が確定していない場合には、直近の決算期末の経営成績及び財政状態の参考となる資料（例：試算表、予想損益計算書、予想貸借対照表）。ただし、過去3期分の決算書等とは別に提出してください。</p> <p>ウ 監査報告書</p> <p>※ 会計監査人（公認会計士又は監査法人）の監査を受けている場合には、会計監査人の監査報告書も提出してください。</p>	様式自由	1部	1部	—
⑧	法人税、消費税、法人事業税、地方消費税の納税証明書（直近の決算期2期分に係るもの）	—	1部	1部	—
⑨	担保提供資産について	【様式4】	1部	1部	—
⑩	債務の保証について	【様式5】	1部	1部	—
⑪	<p>類似施設の管理運営実績について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設名・所在地・規模等</li> </ul> <p>類似施設の運営状況 施設長の運営姿勢、組織運営の方針、地域社会への取組、施設の特色あるサービス内容等</p>	【様式6】	1部	—	9部
	施設運営に関する実績一覧（任意）	【様式6-2】	1部	—	9部
	施設管理に関する実績一覧（任意）	【様式6-3】	1部	—	9部
⑫	情報セキュリティ確認チェックシート	【様式7】	1部	—	9部
⑬	労働環境チェックシート	【様式8】	1部	—	9部

(6)計画書類の提出(第二次提出)

申請者は、下記の計画書類を提出してください。

No.	提出書類	参考様式	提出部数		
			正本	副本①	副本②
法人等の団体に関する書類					
①	計画書類等提出書	【様式9】	1部	1部	9部
②	<p>資金・収支計画書 (令和6年度から令和10年度まで)</p> <p>※ 各年度における受託経費の増減理由も記載してください</p> <p>※ 「その他経費」は、一括計上は不可です。本部経費については必ず内訳を記載してください。</p> <p>「その他経費」における本部経費の内訳について</p> <p>事務管理経費 本社(本部)等による施設支援に係る、人件費等、会議費、出張費等</p> <p>運営費 本社(本部)等による施設支援に係るシステム維持管理費、賃借料、光熱水費、リース料等</p> <p>租税公課 消費税、事業所税等</p>	【様式10】	1部	1部	9部
③	給与・報酬・賃金等に関する規程(最新のもの) ※ 人件費の積算内訳	様式自由	1部	1部	9部
④	<p>受託経費見積書(令和6年度から令和10年度までを年度別に提出してください。)</p> <p>※ 各内訳を示し、積算根拠を明らかにする資料を添付してください。</p> <p>※ 「その他経費」は、一括計上は不可です。本部経費については必ず内訳を記載してください。</p> <p>「その他経費」における本部経費の内訳について</p> <p>事務管理経費 本社(本部)等による施設支援に係る、人件費等、会議費、出張費等</p> <p>運営費 本社(本部)等による施設支援に係るシステム維持管理費、賃借料、光熱水費、リース料等</p> <p>租税公課 消費税、事業所税等</p>	【様式11】	1部	1部	9部

管理運営計画に関する書類

⑤	管理運営体制 ・本事業の趣旨の理解と指定管理者としての抱負 ・職員体制・勤務体系の考え方 ・施設の設置目的に沿った館運営の考え方	【様式 12】	1 部	—	9 部
⑥	職員の確保・育成・研修に対する考え方 職員配置表 港区が定める「指定管理施設雇用区分確認表」に基づき作成 施設長予定者の勤務実績	【様式 13】 【様式 14】	1 部	—	9 部
⑦	職員ローテーション表 (雇用区分別 ①月～金 ②土 ③日・祝日・12/28)	【様式 15】	1 部	—	9 部
⑧	職員の研修 ① 職員の接遇能力の向上や歴史館の展示物等に関する知識の習得に向けた具体的な取組 ② 研修体制と研修内容の具体的な提案 ③ 管理者層の研修体制・研修内容の具体的な提案	【様式 16】	1 部	—	9 部
⑨	歴史館運営の考え方 ① アテンダント業務、学芸業務支援等歴史館運営の基本的な考え方及び具体的な取組 ② アテンダント業務、図書閲覧室等に係る人員配置の考え方 ③ 運営業務を支援する本社機能の体制についての考え方と具体的な取組	【様式 17】	1 部	—	9 部
⑩	カフェ事業計画 ① メニューに関する基本的な考え方	【様式 18】	1 部	—	9 部
⑪	ミュージアムショップ事業 ① ミュージアムショップ事業の基本的な考え方 ② グッズ開発に関する考え方及び具体的な取組	【様式 19】	1 部	—	9 部
⑫	総合案内、清掃、保安警備等における質の確保と効率化の考え方及び具体的な取組	【様式 20】	1 部	—	9 部
⑬	港区指定有形文化財としての管理や活用に当たっての考え方や取組	【様式 21】	1 部	—	9 部
⑭	提案事業計画 ① 広報・情報発信事業に関する考え方及び具体的な取組 ② 情報交換・交流事業に関する考え方及び具体的な取組 ③ 来館促進事業に関する考え方及び具体的な取組 ④ 若い世代の利用者増につながる事業の考え方及び具体的な取組	【様式 22】 【様式 23】 【様式 24】	1 部	—	9 部

⑯	自主事業計画 自主事業に関する考え方及び具体的な取組について、自主事業計画書を作成してください。	【様式 25】	1 部	—	9 部
⑯	再委託を予定している業務 ①委託内容 ②委託を行う理由 ③委託予定金額 ④委託予定先及び選定理由（委託先の条件は、港区の入札参加資格があること、港区における暴力団等の排除措置を受けていないことです。また、区内中小企業、(特非) 港区障がい者福祉事業団、(公社) 港区シルバー人材センターなどを積極的に活用してください。）	【様式 26】	1 部	—	9 部
安全対策・危機管理について					
⑰	利用者の安全対策、防犯対策に対する考え方と具体的な取組	【様式 27】	1 部	—	9 部
⑱	危機管理体制の考え方と具体的な取組	【様式 28】	1 部	—	9 部
⑲	災害発生時の対応 ②緊急時の対応と体制 ③広域避難場所としての基本的考え方	【様式 29】	1 部	—	9 部
⑳	個人情報保護に関する考え方と具体的な取組	【様式 30】	1 部	—	9 部
その他					
㉑	障害者及び区民雇用の促進、区内中小事業者の活用についての考え方	【様式 31】	1 部	—	9 部
㉒	複合施設としての効果的な管理運営についての具体的な提案	【様式 32】	1 部	—	9 部
㉓	現行指定管理業務受託業者との業務引継計画書	【様式 33】	1 部	—	9 部

#### (7) 提出書類に関する留意事項

- ア 申請書類（前記（5））、計画書類（前記（6））を提出してください。書類提出後の内容変更は、提出締切日まで受け付けます。
- イ 副本②は法人名など応募事業者が特定できる部分をマスキング（黒塗り）の上、指定部数を提出してください。
- ウ 上記のほか、教育委員会が必要とする書類の提出を求めることや、ヒアリングを実施する場合があります。
- エ 申請書類等の著作権は、作成した団体に帰属します。ただし、提出された応募書類は返却できません。教育委員会の責任において一定期間保管後、廃棄します。
- オ 提出書類はA4判タテ1枚で作成（所定様式が定められているもの、パンフレット類を除く。）し、順序どおりにファイル（A4サイズ、2穴）に左綴じにしてください。また、申請書類には、前記（5）の①から⑬及び計画書類には前記（6）の1から4の最初の書類の右肩に見出しをインデックスでつけてください。

さい。

なお、詳細な説明がある場合は、任意で資料を添付してください。ただし、添付資料についても1枚までとします。(資料の大きさは原則A4判とします。やむを得ない場合は、A3をA4判に折り込んでください。) 文字のフォントは、「BIZ UDP明朝Medium 11ポイント」で入力してください。

カ 上記のほか、電子媒体(CD-R)に正本及び副本(応募事業者が特定できる部分をマスキング)を入力したものを1部提出してください。

キ 教育委員会は、指定管理者の選考結果及び提案内容等を公表する場合等、教育委員会が必要と認めるときは、無償で提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

ただし、公開することにより応募者に明らかに不利益を与えると認められる書類については公表しません。

ク 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

#### (8) 応募に関する留意事項

ア 選考委員会委員等との接触について

公募要項の公表日以降、公募説明会等区が提供する機会を除き本件提案に関して、選考委員、区職員等への接触は禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となる場合があります。

イ 応募の辞退について

応募書類を提出した後、辞退する場合は、辞退届(様式自由)を提出してください。

ウ 費用の負担について

提案や指定後の協議に対しての参加報酬・交通費及び受託のための準備等にかかる経費は、応募者の負担とします。

エ グループによる応募の構成団体の変更について

グループによる応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

#### (9) 質疑の受付及び回答

ア 質問書の受付

質問書(様式II)に必要事項を記入し、次の提出先にメールで送信してください。

これ以外での方法(持参、郵送、電話、ファクシミリ、口頭等)又は、期間を過ぎたものは受け付けません。

(ア)質疑受付期間 令和5年3月10日(金)～令和5年3月22日(水)  
平日午前9時から午後5時まで

(イ) 提出先 港区教育委員会事務局図書文化財課文化財係  
電話 03(6450)2869  
メールアドレス minato55@city.minato.tokyo.jp

イ 質問回答

令和5年3月27日(月)を目途に、全ての質疑に対する回答書を港区ホーム

ページで公表します。なお、回答の際は、質問をした団体名は公表しません。

この回答書は、本要項と一体のものとして、要項の同様の効力を有します。なお、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの）によっては回答しないことがあります。

#### (10) 申請書類の受付

申請を希望する法人又は団体は、次により申請してください。

教育委員会にこれらの書類を提出した事業者を申請者とします。

ア 提出期間 1 申請書類の受付（第一次提出）

令和5年2月20日（月）～5月8日（月）

平日午前9時から午後5時まで

2 計画書類の受付（第二次提出）

令和5年2月20日（月）～5月26日（金）

平日午前9時から午後5時まで

※申請書類の確認を行いますので、提出予定日の7日前まで  
に下記に連絡し、提出日時を予約の上、来所願います。

※申請書類提出後の内容変更は、提出期限まで受け付けま  
す。

イ 提出先 港区白金台四丁目6番2号 ゆかしの杜 港区立郷土歴史  
館

港区教育委員会事務局教育推進部図書文化財課文化財係

電話 03（6450）2869

## 2 指定管理者候補者の選考・選定

### (1) 指定管理者候補者の選考

ア 指定管理者候補者は、「港区立郷土歴史館指定管理者候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）」において選考します。

イ 審査方法は、応募者から提出された書類による第一次審査と、第一次審査通過者に対するプレゼンテーション等を含めた第二次審査を予定しています。

ウ 審査の過程において、選考委員による事業所の視察を行うこともあります。

エ 審査の結果、ふさわしい候補者がいない場合、選考しない場合があります。

オ 指定管理者候補者として選考された事業者は、辞退することはできません。

### (2) 指定管理者候補者の選定

ア 選考委員会が選考した指定管理者候補者について、港区指定管理者選定委員会で審議したうえで、教育委員会として指定管理者候補者を選定します。

イ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった応募者のうちから新たに候補者を選定することができます。

ウ 指定管理者の指定は、港区議会での議決を経て行います。

### (3) 基本的な選考基準

ア 安定的な経営基盤を有していること。

(公認会計士による財務状況分析及び資金計画分析を実施します。)

イ 管理運営計画

- (ア) 指定管理者としての抱負
- (イ) 職員の確保・育成に対する考え方や苦情解決及びサービス評価の取組
- (ウ) 職員体制・勤務体系の考え方
- (エ) 職員研修の取組
- (オ) 歴史館運営の考え方、取組
- (カ) カフェ事業に関する考え方、取組
- (キ) ミュージアムショップ事業に関する考え方、取組
- (ク) 広報・情報発信事業に関する考え方、取組
- (ケ) 情報交換・交流事業に関する考え方、取組
- (コ) 来館者促進事業に関する考え方、取組
- (サ) 総合案内、清掃、安全業務等の質の確保と効率化の考え方、取組
- (シ) 指定文化財としての管理や活用に当たっての考え方、取組
- (ス) 提案事業計画
- (セ) 自主事業計画（※自主事業がある場合）
- (ソ) 再委託の内容、理由について
- (タ) 資金・収支計画書及び受託経費見積書
- (チ) 区や地域との連携についての具体的提案について
- (ツ) 区内中小事業者の活用及び区民雇用の促進の考え方について
- (テ) 高齢者、障害者の雇用促進の考え方について

ウ 安全対策・危機管理について

- (ア) 利用者の安全対策、防犯対策の考え方、取組
- (イ) 危機管理体制の考え方、取組
- (ウ) 災害発生時対応
- (エ) 個人情報保護に関する考え方、取組

エ 障害者及び区民の雇用促進についての考え方

オ 複合施設としての効果的な管理運営についての提案

カ 円滑な開設準備

キ 総合評価

(4) 審査結果の通知

審査結果は、第一次審査、第二次審査とともに応募者全員に文書で通知します。

(5) 第二次審査用資料の提出

第一次審査通過者は、第二次審査におけるプレゼンテーション用資料の提出を求める場合があります。詳細は、第一次審査通過者に連絡します。

## ▽ 決定後の手続

### 1 基本協定書・年度協定書

#### (1) 協定の締結

区議会の議決を経た後、指定管理者として指定し、教育委員会は指定管理者と協定を締結します。

締結する協定書は、指定期間を通した包括的な施設の管理・運営に関する基本的事項を規定する基本協定書と、年度ごとの管理・運営業務や指定管理料に関する事項を規定する年度協定書の2種類です。

#### (2) 基本協定書の主な事項

- ア 指定期間
- イ 業務の範囲
- ウ 施設の運営
- エ 施設の維持管理
- オ 教育委員会が支払うべき経費
- カ 保険の加入
- キ 自主事業（※自主事業がある場合）
- ク 教育委員会と指定管理者の役割分担
- ケ 業務の再委託
- コ 事業計画書、事業報告書等の提出
- サ 業務の引継ぎ
- シ 利用者アンケート実施
- ス モニタリング
- セ 第三者評価
- ソ 緊急時の対応
- タ 環境への配慮
- チ 管理運営業務を行うに当たって保有する個人情報の保護及び関係書類の整理・保管
- ツ 情報セキュリティ
- テ 指定の取消し及び管理業務の停止
- ト 損害賠償
- ナ 権利義務の譲渡の禁止
- ニ 目的外使用の禁止
- ヌ 施設・設備等の原状回復
- ネ 教育委員会と指定管理者の管理責任の分担
- ノ その他教育委員会が必要と認める事項

#### (3) 年度協定書の主な事項

- ア 目的

- イ 協定の期間
- ウ 指定管理料の額
- エ 指定管理料の支払
- オ 指定管理料の清算
- カ 協議

## 2 事業計画書及び収支予算書の作成

### (1) 事業計画書及び収支予算書の作成

年間の事業計画書及び収入・支出の概算予定書の提出等

### (2) 事業報告書及び収支決算書の作成

教育委員会が指示する事業報告書の提出（毎月の施設利用実績、施設の維持管理業務の実績等）、収支決算書の提出等

### (3) 予算執行状況表の作成

四半期ごとの予算執行状況表の提出

## 3 業務の引継ぎ

指定管理者は、指定期間を開始するまでの期間内に準備業務を行うものとし、特に利用者にとって円滑に新たな指定管理者への移行を実現するため、教育委員会や関係機関、指定管理者による移行準備を実施してください。

準備業務の内容は、別途協議します。指定管理者指定の議決の後、令和6年3月31日で現行の契約期間満了となる指定管理者との間で、業務引継ぎの準備に入ります。準備業務に関しては、別途委託契約を締結します。これにより、令和6年4月1日(指定期間の開始日)からの受託業務がすみやかに開始されるよう、準備をしていただきます。

指定管理者が変更となる場合には、新たな指定管理者は、事業者が交替することにより、利用者に不安や影響を与えないよう、入念な引き継ぎに努めてください。

また、指定期間終了時又は指定の取消しによって管理運営業務が終了する際は、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう引継ぎ業務を実施してください。

引継ぎに係る経費は、教育委員会が経費を負担する引継ぎ項目を除き、新たな指定管理者に負担していただきます。

### ※労働環境確保策の一環としての雇用継続の要請について

新たに指定管理者となる事業者は、当該指定管理の協定締結前から当該業務に従事していた職員のうち希望する労働者について、新たに指定管理の協定を締結する事業者による継続雇用をお願いします。

## 4 情報の公表

### (1) 応募書類等

公募時に提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。申請書類、計画書類等の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、教育委員会は公表等する場合には、申請書類、計画書類等の内容を無償で使用できるものとします。

なお、申請書類、計画書類等は、港区情報公開条例の規定に基づき、公開請求の対象になります。

#### (2) 選考・選定過程の情報

指定管理者候補者の選考過程に関する情報（応募書類、選考委員会報告書、公募時質問項目、選考委員会選定調書、選考委員会会議録・選定委員会会議録等）は、原則公表します。

なお、事業者名については、決定事業者のみ公表の対象とします。

#### (3) 指定管理業務に関する情報

基本協定書、年度協定書、事業計画書等の事業運営に係る書類、第三者評価及び労働環境モニタリングの結果等、指定管理業務に関する情報は原則公表します。

### 5 モニタリング等の実施

#### (1) モニタリングの実施

指定管理者は、毎月の業務実績等の報告書を定められた期日までに提出し、教育委員会へ報告します。教育委員会は報告に基づき施設の運営状況等を確認します。また、指定管理者に対する月次モニタリングとして、チェックシート等を活用し、施設の運営状況等の把握に努めます。

また、指定管理者は、施設利用上の問題等の解決策を検討し、業務を円滑に実施するため、必要に応じて、情報交換や業務の調整を図る場を設けます。

このほか、指定管理者は、意見箱の設置等による利用者の意見・要望の聴取等、利用者ニーズの把握を行います。

教育委員会が行うモニタリングは、月次モニタリング及び年度終了時モニタリング等があり、モニタリング等の結果は、指定管理施設検証シートとして取りまとめ、ホームページで公表します。

#### (2) 第三者評価の実施

教育委員会は、指定管理者に対し、原則として指定期間中に1回（中間年度を予定）、第三者評価機関又はこれに類するものによる評価の受審を義務付け、その結果を業務運営の改善指導に活用します。第三者評価機関との契約は教育委員会が実施します。

#### (3) 労働環境モニタリングの実施及び賃金給付状況シートの提出

教育委員会は、公の施設として利用者の安全・安心の確保をはじめ、区民・利用者サービス維持・向上の観点から、指定期間の2年目に社会保険労務士による労働環境モニタリングを実施します。社会保険労務士との契約は教育委員会が行います。

また、施設で勤務する職員（業務の一部を第三者へ再委託をする場合に施設で

勤務する職員についても含みます。)に支給される賃金について、最低賃金水準額を満たしているか確認をするため、職種ごとに最も低額の賃金の支給を受けている職員に関する賃金状況給付シートの提出が必要となります。

#### (4) 監査の実施

ア 地方自治法第199条第7項の規定により、区長又は監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理業務に係る出納関連の事務について、監査を行うことがあります。

イ 港区では、公正性、透明性をより一層確保するため、平成13年度から外部監査人（公認会計士や弁護士等）による包括外部監査を実施しています。

公の施設の管理に関する業務に関し、包括外部監査の対象となる場合があります。

## 6 指定の取消し等

#### (1) 指定の取消しと業務の停止

指定管理者が次のいずれかに該当する場合は、指定の取消し又は業務の停止を命じことがあります。その場合において、指定管理者に損害が生じても、教育委員会はその賠償の責めを負いません。

ア 指定管理者がIVの1の(1)アからカに該当しなくなったとき。

イ 教育委員会が行う施設への実地調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

ウ 実地調査の結果に基づく教育委員会の指示に、正当な理由なく従わないとき。

エ 経営状況が悪化し、管理運営を継続することが著しく困難となったとき。

オ 協定に違反したとき。

カ 応募書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

キ 違法行為や非行行為に関与するなど、当該指定管理者に管理業務を行わせておくことが、社会通念上不適当と判断されるとき。

ク その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難になったとき。

ケ 指定管理者から協定解除の申出があり、その理由を合理的なものと認めたとき。

コ 不可抗力の事由により、業務の継続が困難になったとき。

#### (2) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 事業の継続が困難となり、指定が取り消される場合でも、次の指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、適切な引継ぎを行わなければなりません。

イ 不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、管理継続の可否について協議することとします。

**【問合せ先】**

〒108-0071

港区白金台四丁目6番2号

港区 教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 文化財係

電話：03（6450）2869 FAX：03（6450）3184